

大崎上島町
高齢者保健福祉計画・
第9期介護保険事業計画

令和6年3月

目次

第1章 計画の趣旨・基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本事項	3
第2章 高齢者を取り巻く状況・課題	6
1. 高齢者を取り巻く状況	6
2. アンケートからみられる状況・課題	16
3. 第8期計画期間の取組状況	29
4. 取り組むべき課題	32
第3章 計画の基本方向	35
1. 基本理念・基本目標	35
2. 施策体系	37
第4章 施策の推進	38
基本施策1 健康維持・介護予防の推進	38
基本施策2 生きがいづくりと社会参加の推進	46
基本施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進	47
基本施策4 住み慣れた地域での生活の支援	62
基本施策5 介護サービスの充実・提供体制の維持	69
第5章 介護保険サービスの見込み	73
1. 介護保険サービスの見込み	73
2. 介護保険料の算定	84
第6章 推進方策	87
1. 計画を推進するための方策	87
2. 計画の推進及び点検の体制	87
資料	88
1. 大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱	88
2. 委員名簿	90
3. 策定経過	91

第1章 計画の趣旨・基本事項

1. 計画策定の趣旨

国では介護保険制度について、「地域包括ケアシステム(地域における住まい・介護・医療・予防・生活支援の一体的提供)」実現のための方向性を継承しつつ、さらに取組を本格化しています。介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から、市町村は、2025年(令和7年)とともに、現役世代が急減し、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年(令和22年)の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的にとらえることが重要となっています。また、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

高齢化が高い水準で続くなか、高齢者を取り巻く状況に応じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくための仕組みづくりをさらに進めていくことが重要な課題となっています。これまでの取組を拡充し、大崎上島町版地域包括ケアシステムを一層推進するため、本計画を策定し、推進します。

国の基本指針について

介護保険法において、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)を定めることとされており、市町村は、基本指針をもとに市町村介護保険事業計画を定めることとなります。

第9期計画策定における国の基本指針は、次のとおりとなっております。



※「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会)より抜粋・一部改変

■基本指針の概要(社会保障審議会介護保険部会資料)

項目	内容
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。 ・また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。 ・さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。
介護サービス基盤の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要 ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要 ・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要 ②在宅サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの設備を推進することの重要性 ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ①地域共生社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進 ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要 ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備 ③保険者機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施 ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用 ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

2. 計画の基本事項

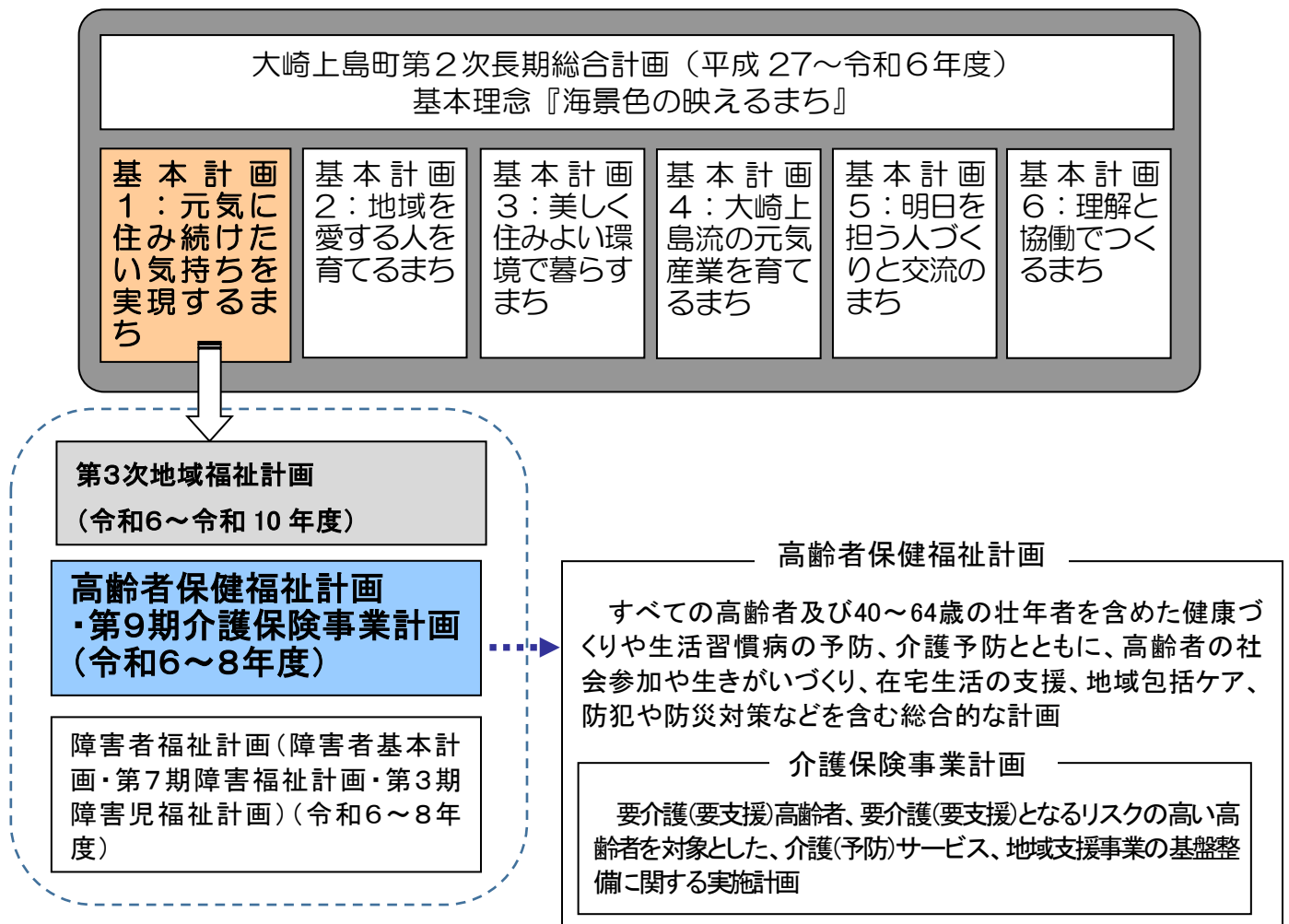
(1)計画の位置づけ

「大崎上島町高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく法定計画です。また、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づく計画です。高齢者の保健・福祉の分野にわたる計画として一体的に策定しています。

また、本計画は大崎上島町の高齢者全般に係る高齢者保健福祉施策の指針であり、「大崎上島町第2次長期総合計画」の高齢者保健福祉施策分野の部門計画に位置づけられるとともに、「第3次大崎上島町地域福祉計画」、「大崎上島町第Ⅱ期健康増進計画・食育推進計画」等各種計画及び施策と連携を図りながら推進します。

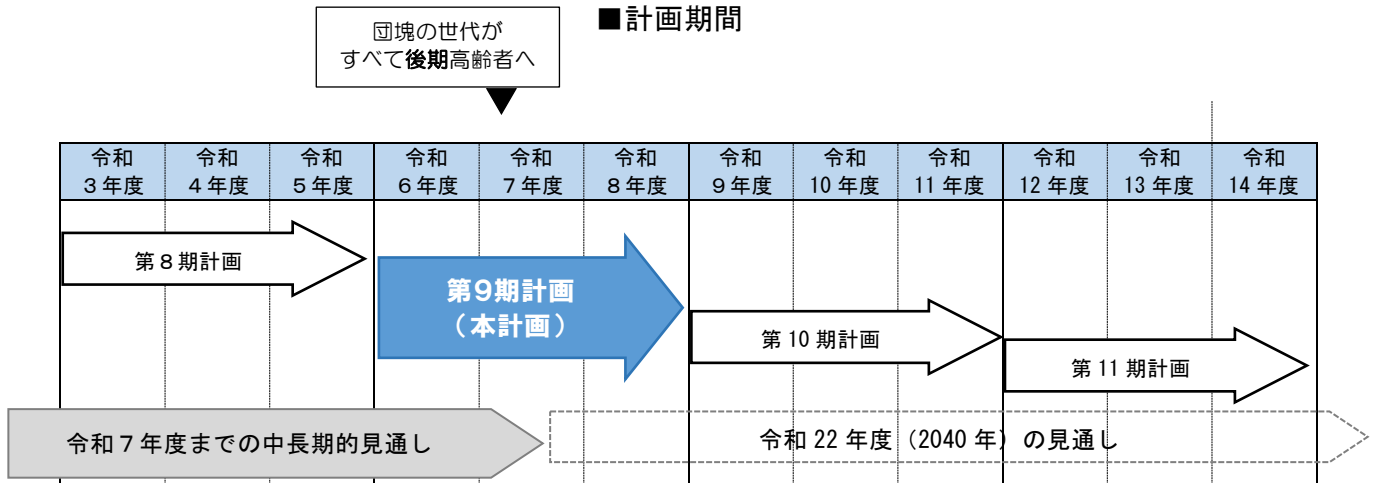
また、国の指針、ひろしま高齢者プラン、広島県保健医療計画などの上位計画・関連計画との整合・調整を図りながら策定しました。

■大崎上島町第2次長期総合計画における位置づけ



(2)計画期間

計画期間は、令和6年度から8年度までの3か年計画です。介護保険料は財政の安定を図るため3年毎に見直すこととされており、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画をあわせて見直します。



	本計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画期間 (3年間)	←————→		
介護保険料 (3年間)	←————→		
			見直し

(3)策定体制等

策定にあたっては被保険者の意見を聴取し、計画に反映することを重視し、65歳以上の住民を対象に、国の示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査を活用してアンケート調査を実施し、高齢者の現状把握と意見聴取に努めました。あわせて、在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査を行い、要介護認定者等の状況把握及び介護人材の実態把握を行いました。

また、「大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会」を組織し、検討を重ねて策定しました。今後は、計画の進捗状況を分析・評価して、着実な計画の推進に努めます。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査概要

調査方法	郵送による配布、回収		
調査基準日	令和4年11月1日		
調査期間	令和4年11月14日～11月30日		
調査対象	65歳以上の町民から2,000人を無作為抽出(要支援認定者等を含む)		
回収状況	配布数	有効回答数	回収率
	2,000件	1,363件	68.2%

■在宅介護実態調査概要

調査方法	訪問調査員による聞きとり
調査基準日	令和4年11月1日
調査期間	令和4年11月～令和5年2月
調査対象	要介護1～5の認定を受け、在宅で生活している人
調査数	109件

■在宅生活改善調査

調査対象	町内の居宅介護介護事業所のケアマネジャー
調査期間	令和5年1月
調査数	3事業所のケアマネジャー8人

■居所変更実態調査

調査対象	町内の施設・居住系サービスの管理者
調査期間	令和5年1月
調査数	5事業所

■介護人材実態調査

調査対象	町内の介護事業所及び介護施設等
調査期間	令和5年1月
調査数	10事業所

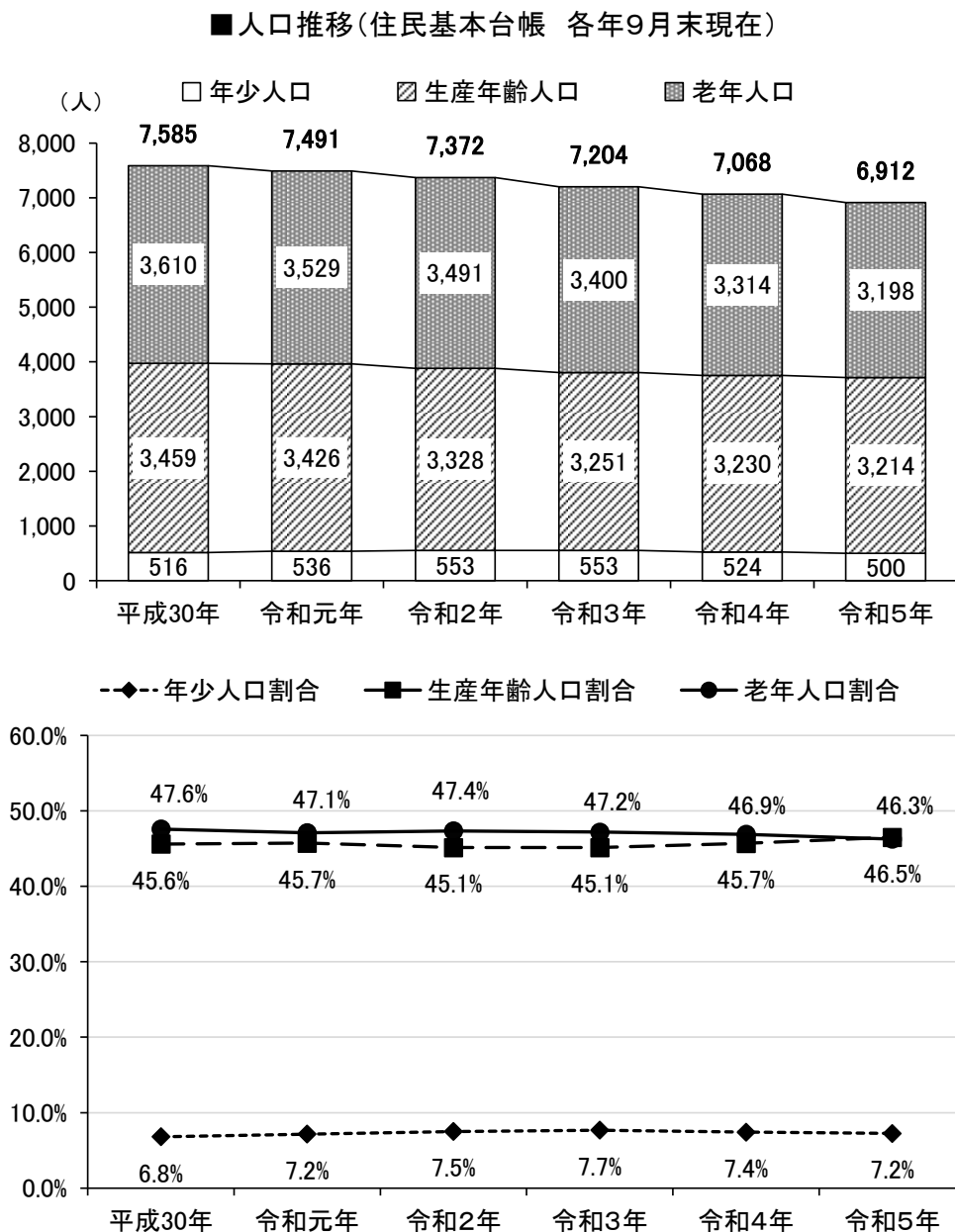
第2章 高齢者を取り巻く状況・課題

1. 高齢者を取り巻く状況

(1)人口等の動向

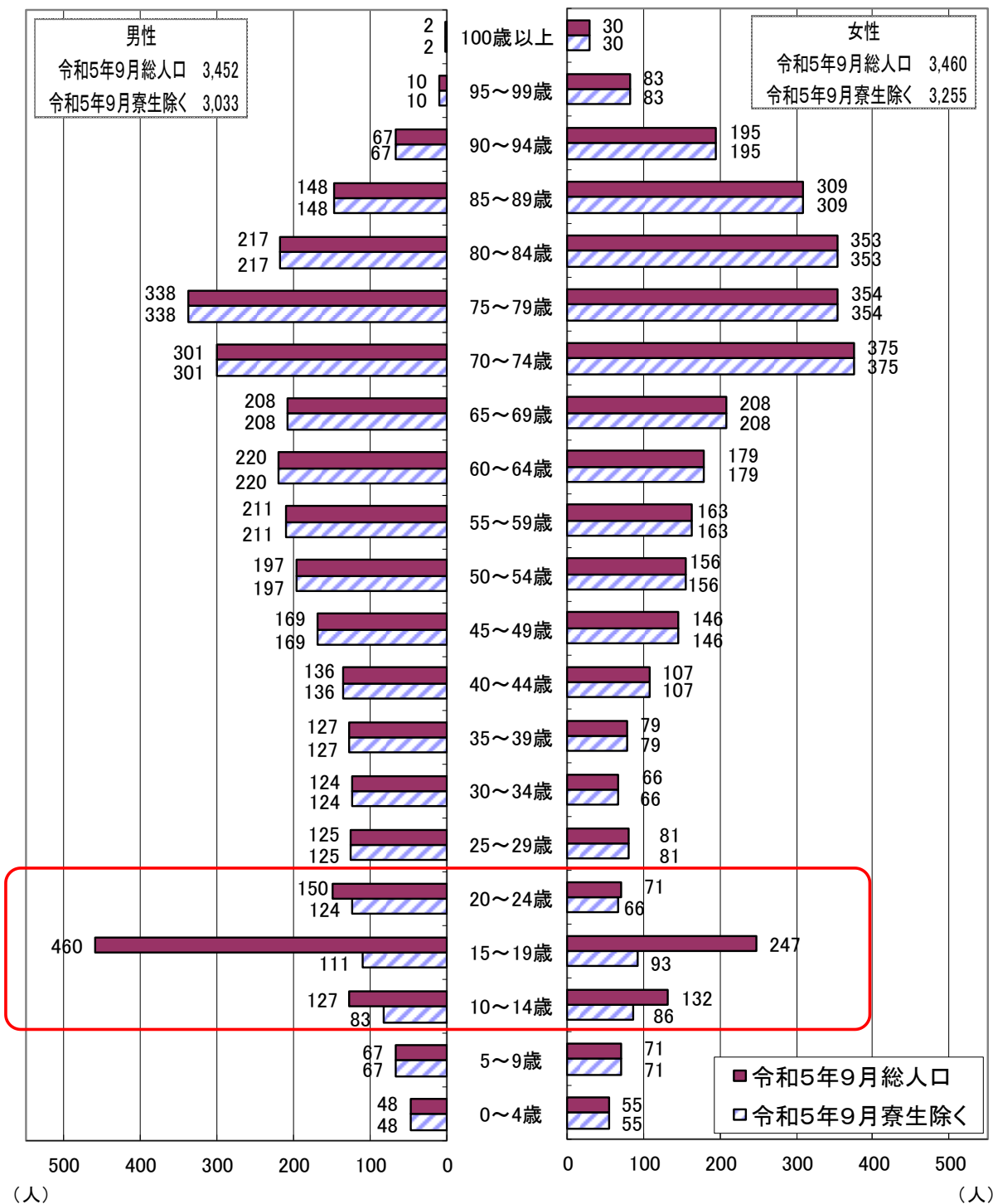
①人口推移

本町の人口は、平成30年は7,585人でしたが、令和3年には7,204人となり、令和5年は6,912人と減少しています。15～64歳の生産年齢人口と65歳以上の老年人口が減少しており、人口構成は生産年齢人口割合と45%前後、老年人口割合が47%前後と同程度で、0～14歳は7%前後を占めています。



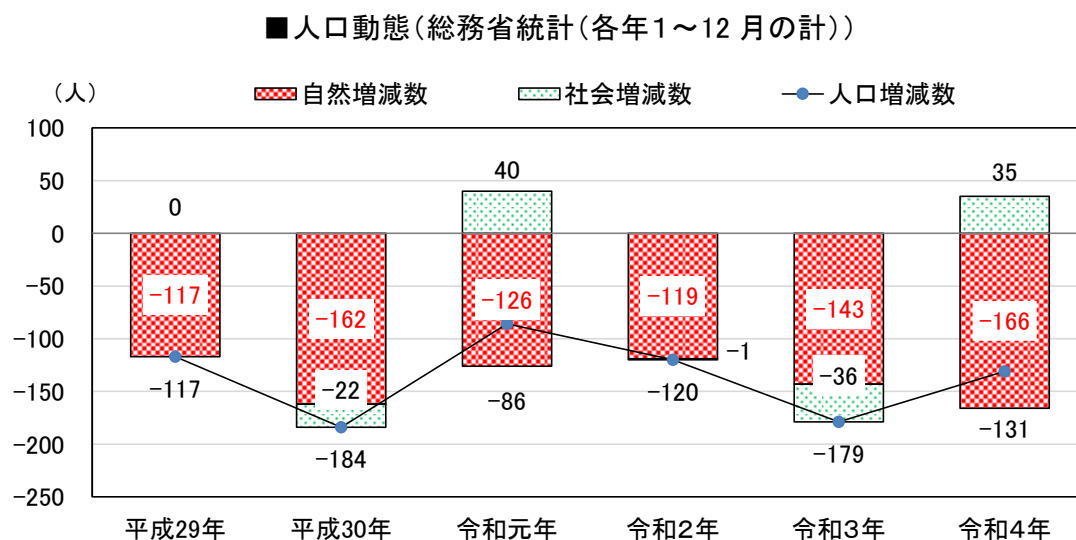
町内の総人口と寮生を除いた人口分布では、総人口は8.3%減少し、高齢者割合は高まり、50%を超えています。

■人口ピラミッド(住民基本台帳 令和5年9月末現在)



	令和5年9月末現在 総人口	令和5年9月末 寮生を除いた人口
総人口	6,912人	6,288人
高齢者数	3,198人	3,198人
高齢化率	46.3%	50.9%
後期高齢者数	2,106人	2,106人
後期高齢化率	30.5%	33.5%

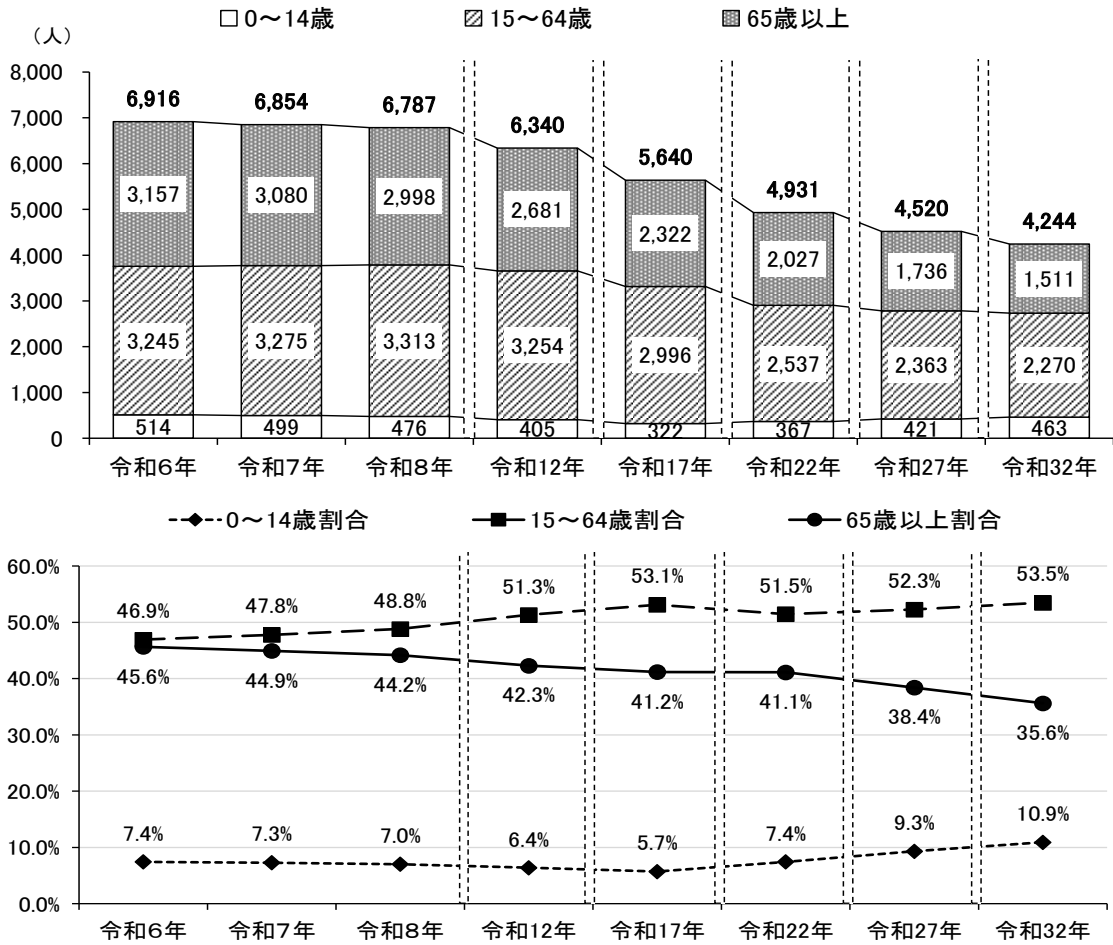
人口動態は、自然減が大きく、社会減は少なくなっています。自然増減数は110人～160人程度で減少し、平成30年は162人、令和4年は166人となっています。人口増減数は、平成30年、令和3年でそれぞれ22人、36人減少し、令和元年、令和4年はそれぞれ40人、35人増加しています。



近年の住民基本台帳人口(各年9月末日現在)を、男女別・年齢別の人口を1つの集団(コーホート)として、各集団の平均変化率から推計するコーホート変化率法により、令和6年以降の人口を推計しました。

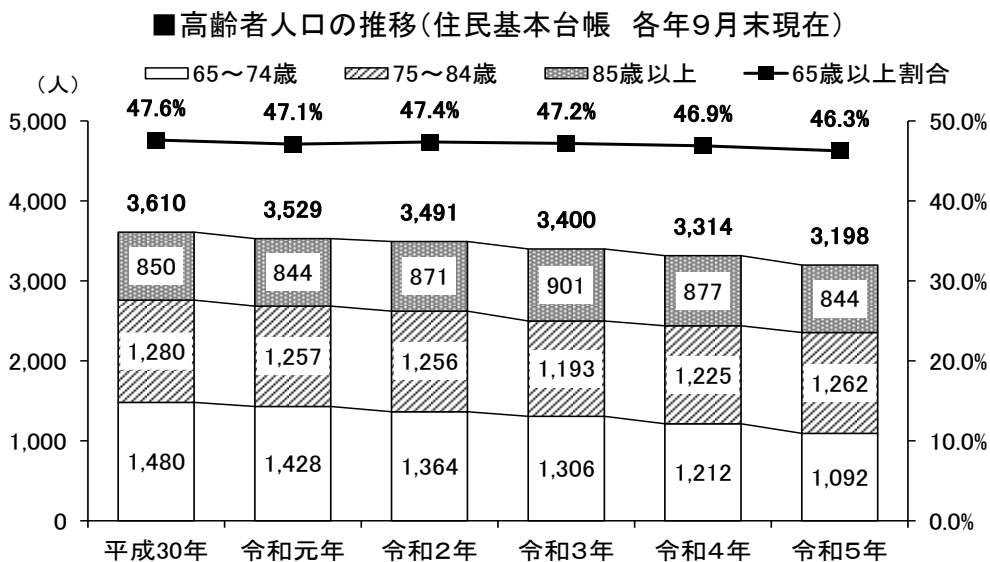
総人口は減少傾向が見込まれ、令和6年は6,916人、令和8年は6,787人と推計され、令和22年以降は4,000人台と推計されます。

■推計人口(各年9月末時点、平成30年から令和4年の平均変化率で推計)



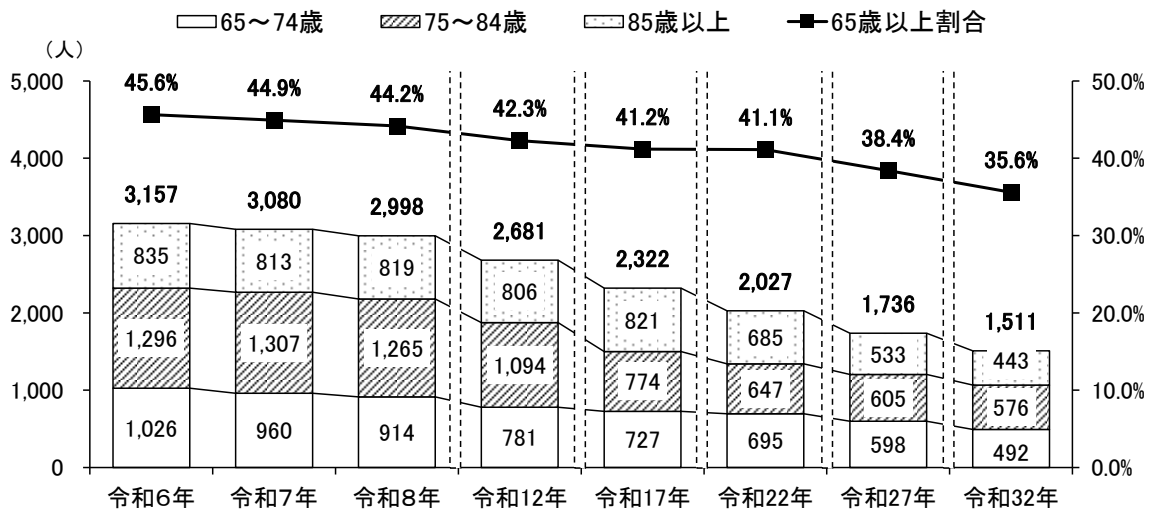
②高齢者人口

高齢者人口は微減しており、平成30年は3,610人でしたが、令和2年以降は3,500人を下回り、令和5年は3,198人となっています。年齢区分では、65~74歳と75~84歳が減少しており、令和4年にそれぞれ1,200人台となっています。85歳以上は令和3年以降減少し令和5年は844人となっています。65歳以上割合は令和3年までは47%台でしたが、令和5年は46.3%となっています。



推計高齢者人口は、令和6年は3,157人、令和8年は2,998人に微減する見込みです。令和27年以降は2,000人を下回ると見込まれます。

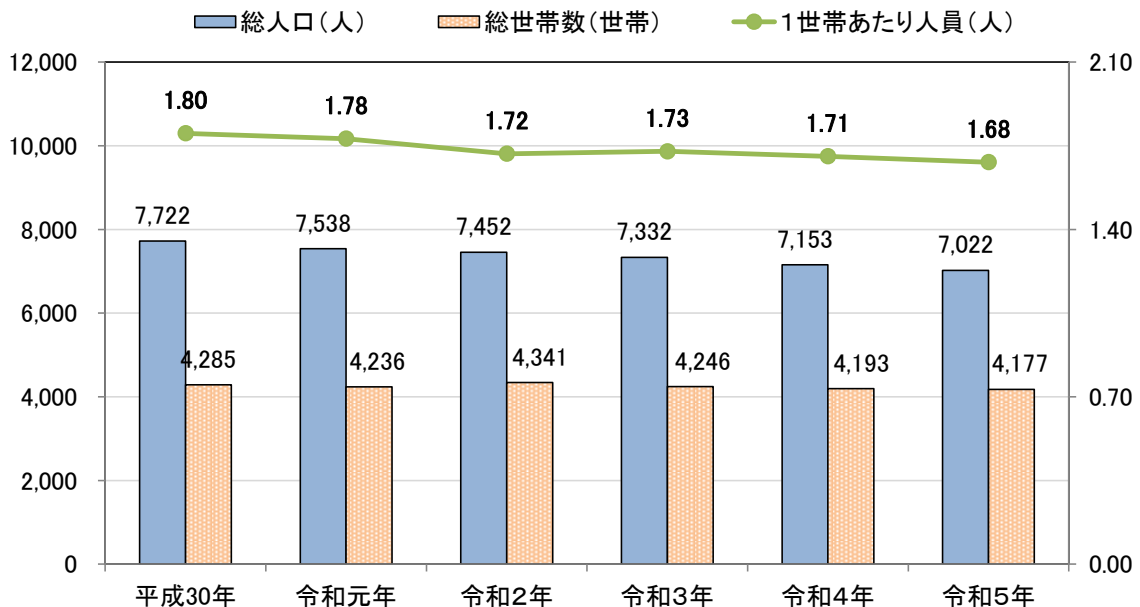
■ 高齢者人口の推計(各年9月末時点)



③世帯状況

世帯数では、平成30年の4,285世帯から令和2年の4,341世帯と微増していましたが、令和3年から微減し令和5年は4,177世帯となっており、1世帯あたり人員は1.8人を下回って緩やかに減少しており、令和5年は1.68人となっています。

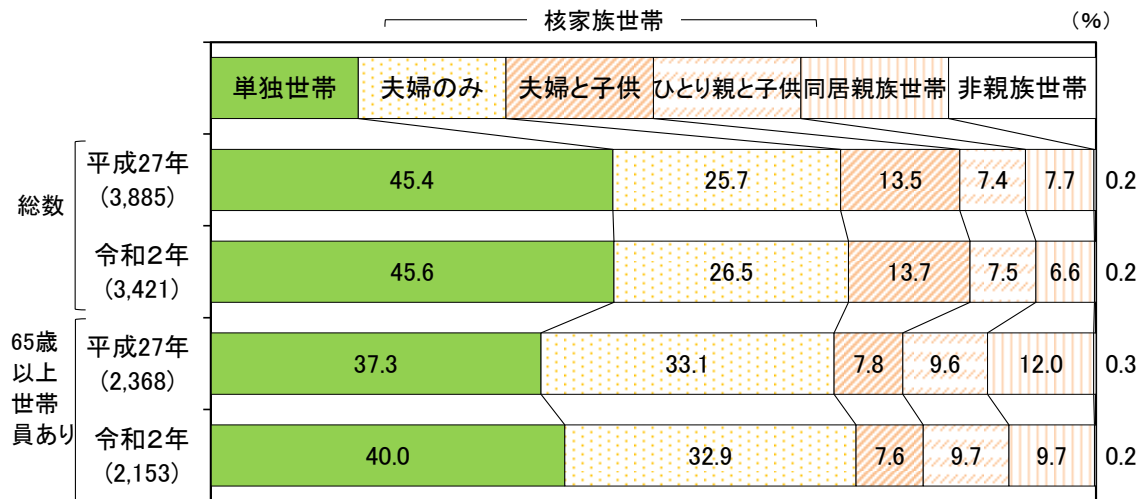
■ 世帯数・1世帯あたり人員の推移(住民基本台帳 各年1月1日現在)



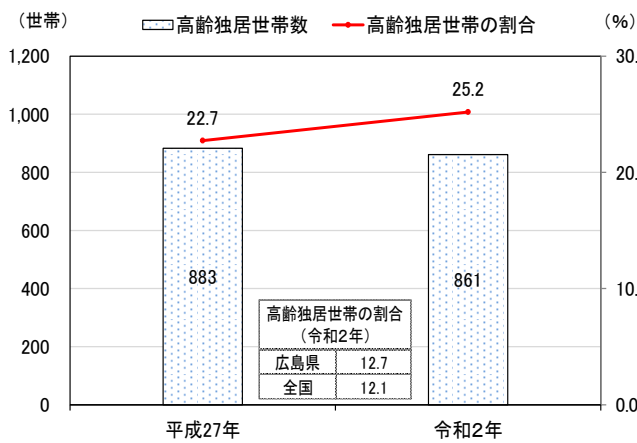
世帯構成は、平成27年と令和2年を比べると同居親族世帯割合が減少し、65歳以上の高齢者のいる世帯割合は12.0%から9.7%に減少しています。また、単独世帯と夫婦のみ世帯が多くを占めており、65歳以上の高齢者のいる世帯では、令和2年はそれぞれ40.0%、32.9%となっています。

高齢者のいる世帯では、単独世帯と夫婦のみの世帯が多くを占めており、県に比べて高齢者の単独世帯は12.5ポイント、夫婦のみ世帯は6.8ポイント多い状況です。

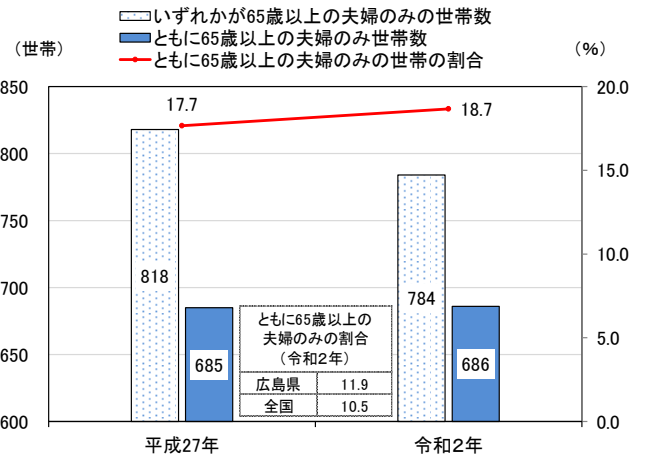
■世帯構成(国勢調査各年 10月1日現在)



■高齢者世帯(国勢調査各年 10月1日現在)



※割合は一般世帯総数に占める割合(家族類型「不詳」は除く)



※割合は一般世帯総数に占める割合(家族類型「不詳」は除く)

④就業人口

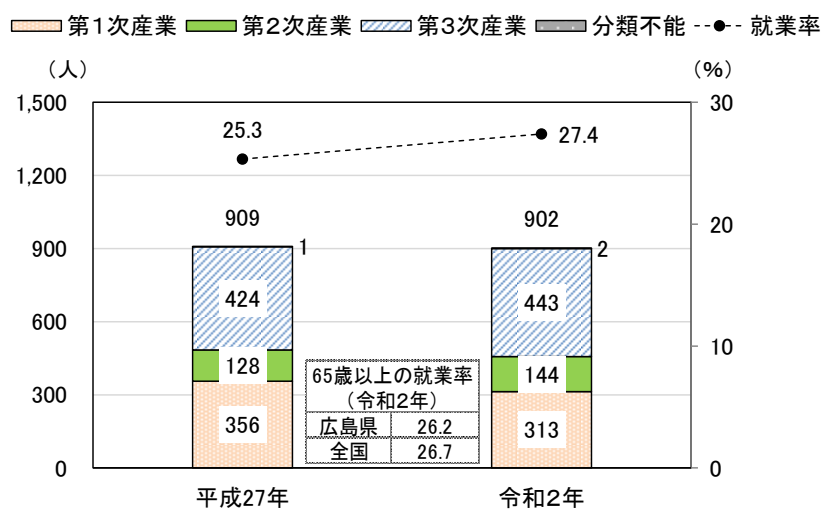
就業者数は、平成27年の3,589人から令和2年は3,152人となっています。全体では第3次産業が多く、令和2年では第1次産業は487人、第2次産業は725人、第3次産業は1,934人となっています。

高齢者の就業者数は平成27年に909人、令和2年に902人と同程度ですが、就業率は25.3%から27.4%に上昇しています。令和2年の65歳以上の就業者は、第1次産業が313人、第2次産業が144人、第3次産業が443人となっており、就業率は国・県を上回っています。

■就業人口(国勢調査各年 10月1日現在)

	区分	平成27年		令和2年	
		就業者数(人)	就業率(%)	就業者数(人)	就業率(%)
総数	総数	3,589	48.4	3,152	48.4
	第1次産業	523	7.0	487	7.5
	第2次産業	1,059	14.3	725	11.1
	第3次産業	2,000	27.0	1,934	29.7
	分類不能	7	0.1	6	0.1
65歳以上	総数	909	25.3	902	27.4
	第1次産業	356	9.9	313	9.5
	第2次産業	128	3.6	144	4.4
	第3次産業	424	11.8	443	13.5
	分類不能	1	0.0	2	0.1

■65歳以上高齢者の就業人口と就業率(国勢調査各年 10月1日現在)



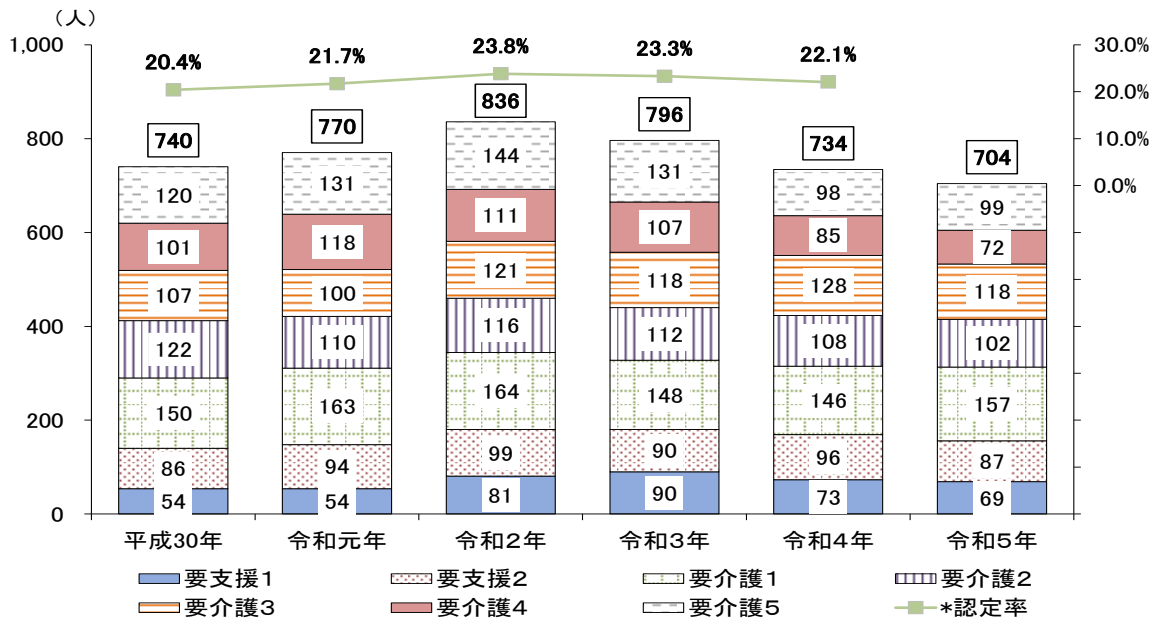
(2)介護保険要支援・要介護認定者数等の推移

①要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、平成30年の740人から令和2年は836人に増加していましたが、令和3年以降は減少して、令和5年は704人となっています。

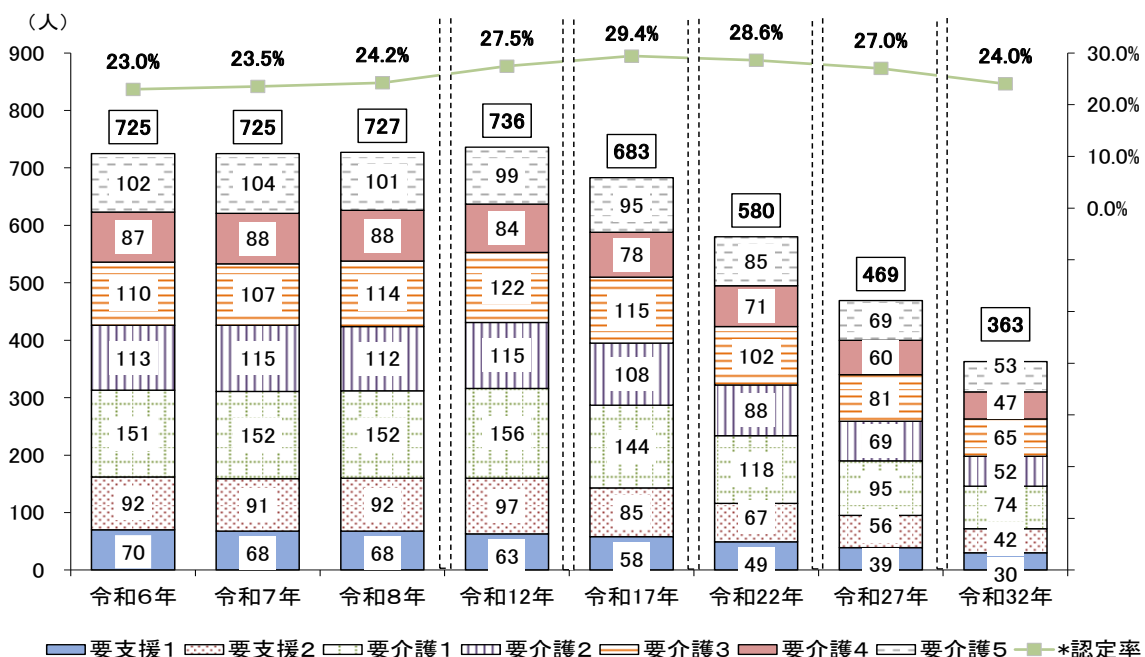
要支援・要介護度別では、各年度で要介護1が150人前後と最も多くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移(介護保険事業状況報告 各年9月末日現在)



本計画期間の要支援・要介護認定者数はほぼ横ばいで推移する見込みで令和6・7年は725人、令和8年は727人になると推計されます。令和17年以降減少に転じ、令和32年に363人になる見込みです。

■要支援・要介護認定者数の推計(各年9月末時点)



②介護保険サービス受給者数

月平均介護保険サービス受給者数は、令和3年度以降は600人を下回り、令和5年度は589人となっています。居宅介護サービス利用者は各年度330人前後で推移し、施設介護サービス利用者は令和2年度以降200人を下回っています。また、地域密着型サービス利用者は70人前後、令和5年度は76人となっています。

受給率は令和4年度以降82～83%台となっています。

■年度平均受給者数の推移(介護保険事業状況報告年報、令和5年度は9月月報)

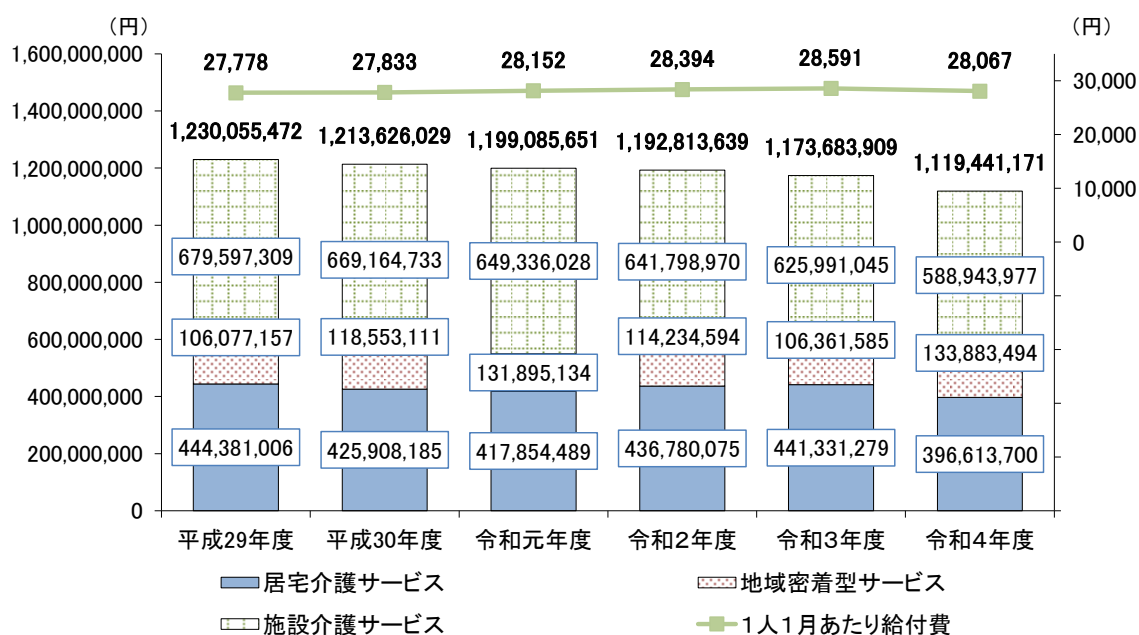
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護サービス	323人	344人	340人	336人	321人	330人
地域密着型サービス	85人	75人	66人	71人	77人	76人
施設介護サービス	207人	210人	198人	192人	181人	183人
合計	615人	629人	604人	599人	579人	589人
受給率	86.4%	77.2%	70.1%	79.3%	82.7%	83.7%
要支援・要介護認定者数	712人	815人	852人	755人	700人	704人

③介護保険給付費

介護保険給付費は、令和元年度以降11億円台で推移しており、令和4年度は約11億1,944万円となっています。介護給付費のうち施設介護サービス費が多くを占め、各年度で全体の50%強で推移しています。

第1号被保険者1人1月あたり給付費は、各年度28,000円前後で推移し、令和4年度は28,067円となっています。

■介護保険サービス給付費の推移(介護保険事業年報)



(3)日常生活圏域の設定

大崎上島町では町全域を1圏域に設定し、大崎上島町地域包括支援センターを木江地区に平成18年度から設置しています。地域包括支援センターが中心となって、2か所（大崎・東野）の在宅介護支援センターがそのブランチ的な役割を担い、地域の相談窓口としての対応と実態把握などを行う、高齢者を支える重層的な体制をとっています。本計画期間においても、継続した体制で推進します。

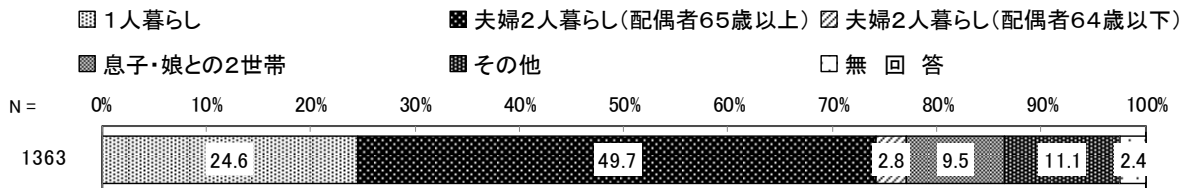
2. アンケートからみられる状況・課題

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

①家族や生活状況について

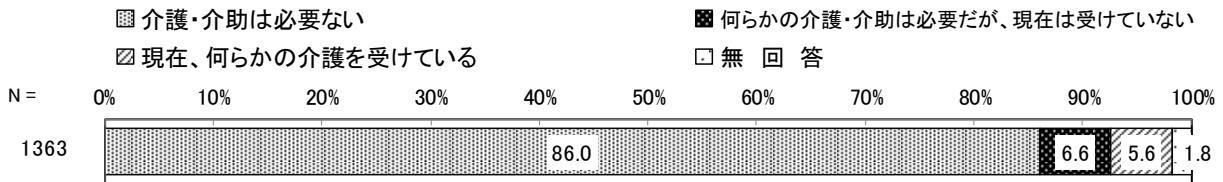
○家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が5割弱と多いものの、「1人暮らし」が24.6%(前回21.1%)と微増しています。また年齢があがるほど「1人暮らし」の割合が高くなっています。

問1(1)家族構成[%]



○介護・介助の必要性については、全体の1割近くで、何らかの介護・介助が必要です。

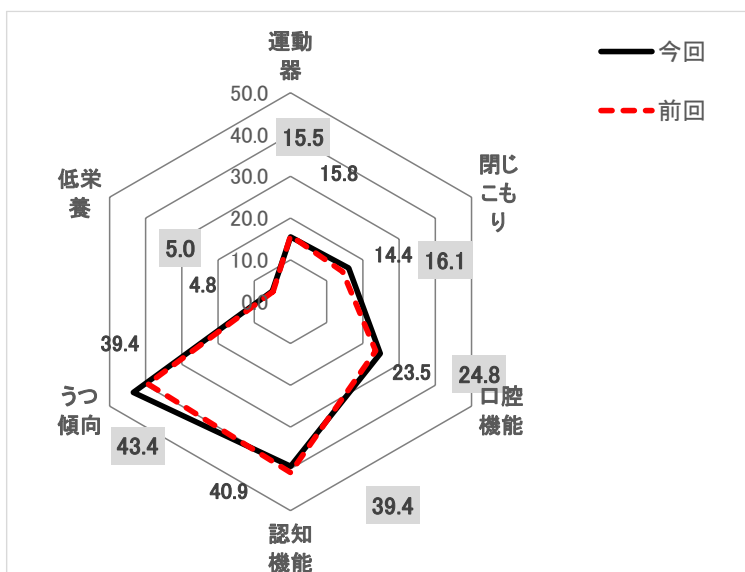
問1(2) 普段の生活における介護・介助の必要[%]



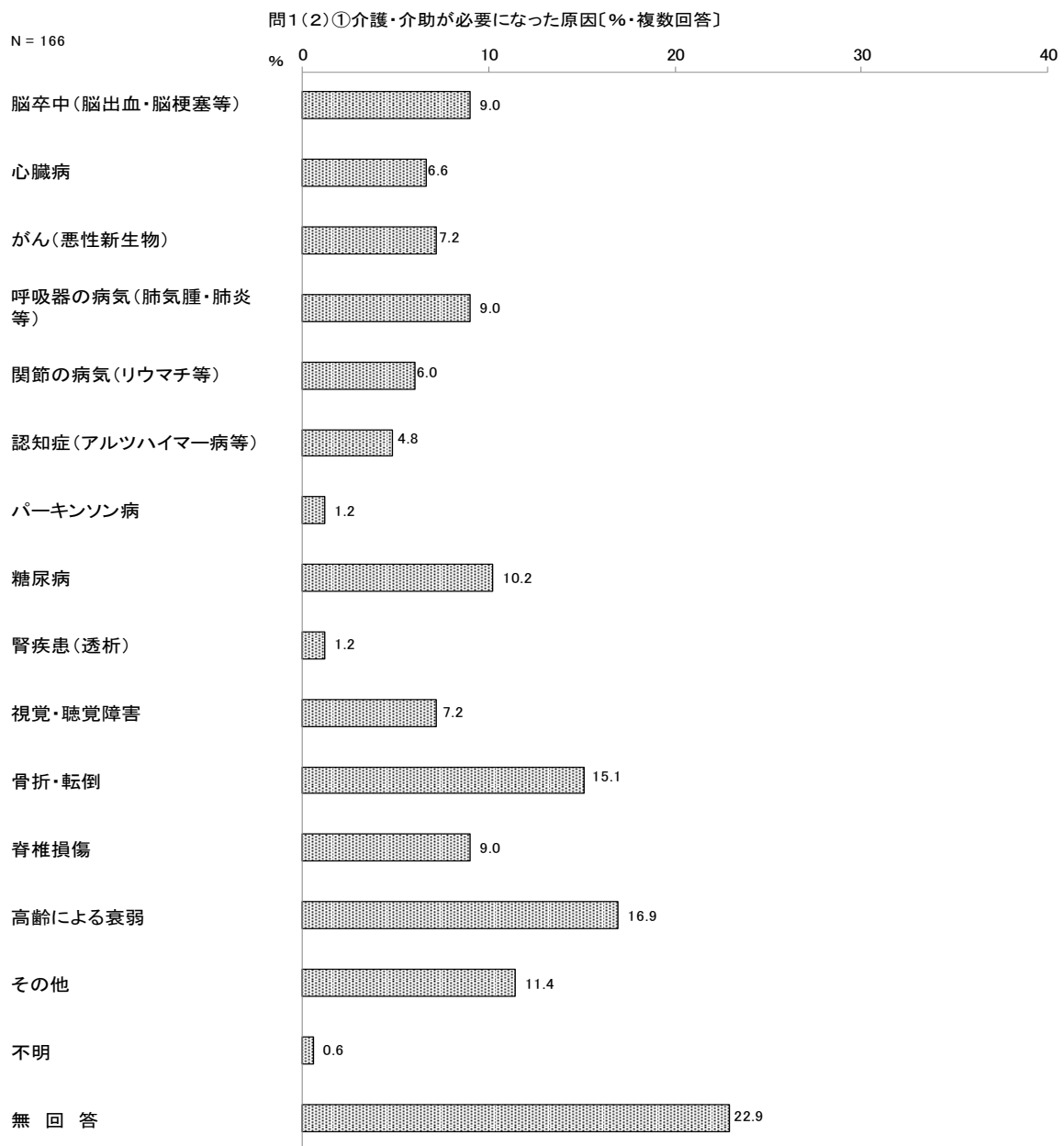
②生活機能評価について

○介護予防・日常生活ニーズ調査での生活動作等に関するいくつかの設問から、運動機能の低下、閉じこもり傾向、口腔機能の低下、認知機能の低下、うつ傾向、低栄養のリスクを判定することができます。

うつ傾向、認知機能低下のリスクがある高齢者は回答者のうち40%程度、うつ傾向のリスクは前回は若干上回っています。

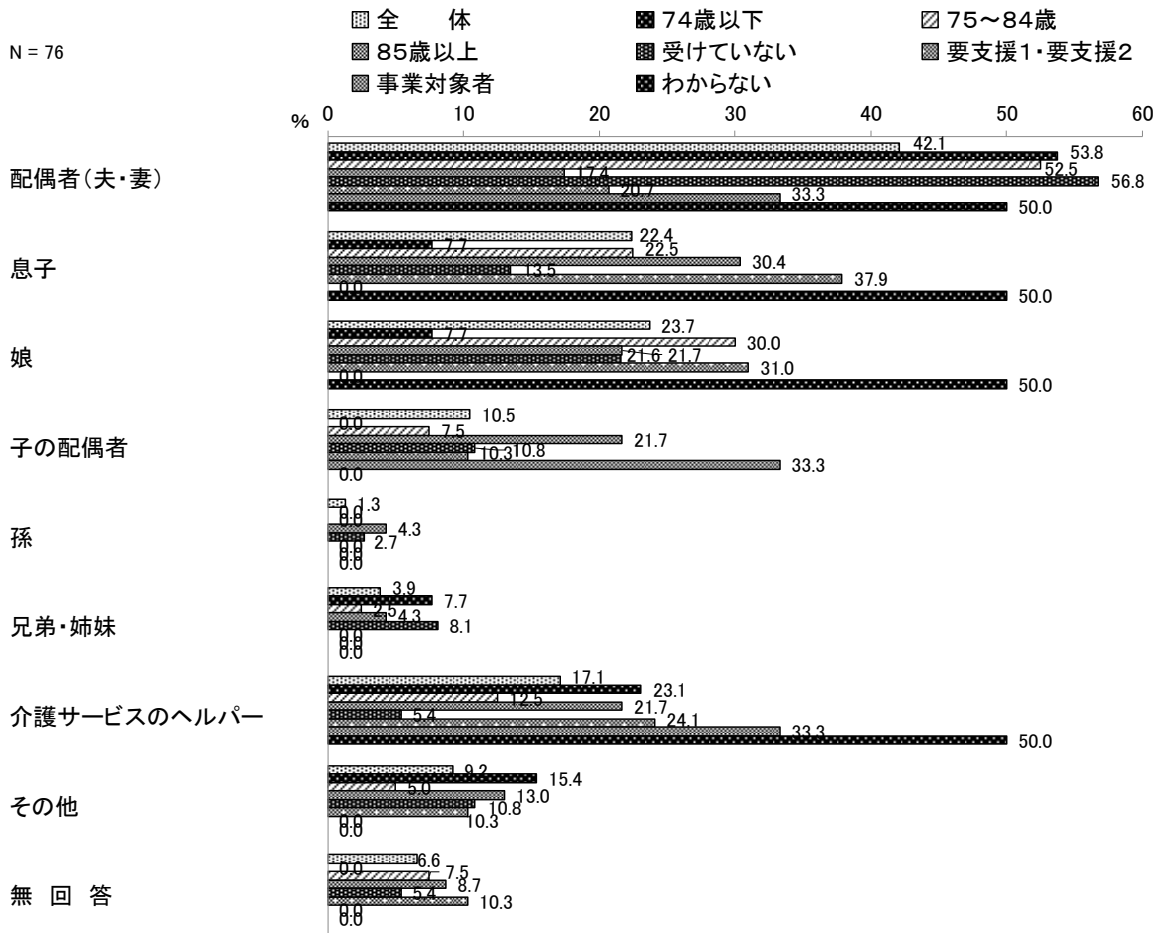


○介護・介助が必要になった主な原因については、「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」が多くなっています。



○主な介護、介助者については、「配偶者(夫・妻)」が 42.1%(前回 39.5%)と多く、「娘」が 23.7%(前回 30.2%)、「息子」が 22.4%(前回 11.6%)、「介護サービスのヘルパー」が 17.1%(前回 23.3%)となっています。

問1(2)②主な介護・介助者〔%・複数回答〕



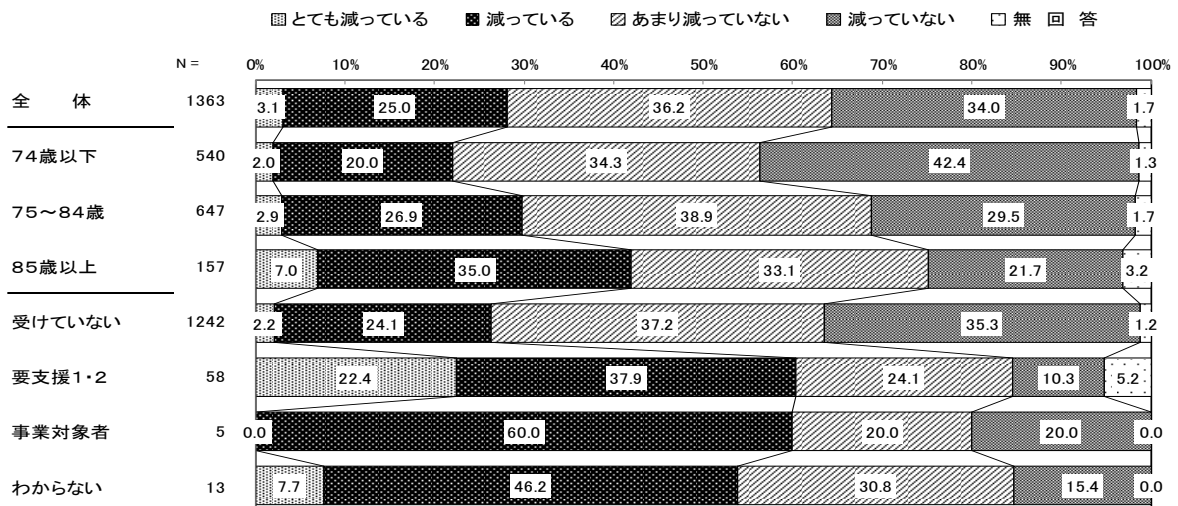
【アンケートからの課題】

○高齢者世帯割合が高まるとともに、介護する家族も配偶者の割合が高まる傾向がみられます。生活面・介護面など様々な面で高齢者世帯を支える支援施策が重要となっており、町内での支え合いや町外にいる家族との連絡体制が必要となります。

③身体状況等について

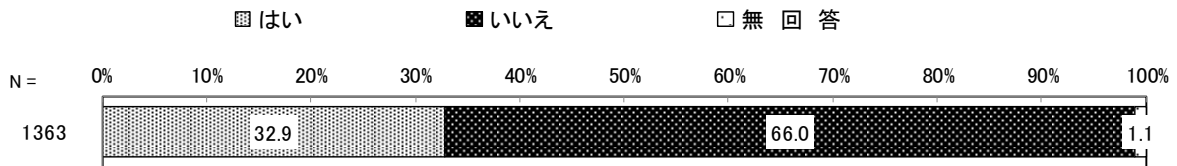
○現在の健康状態については、昨年と比べての外出が『減っている』(「とても減っている」と「減っている」の計)28.1%みられます。

問2(7)昨年と比べて外出の回数が減っている〔%〕

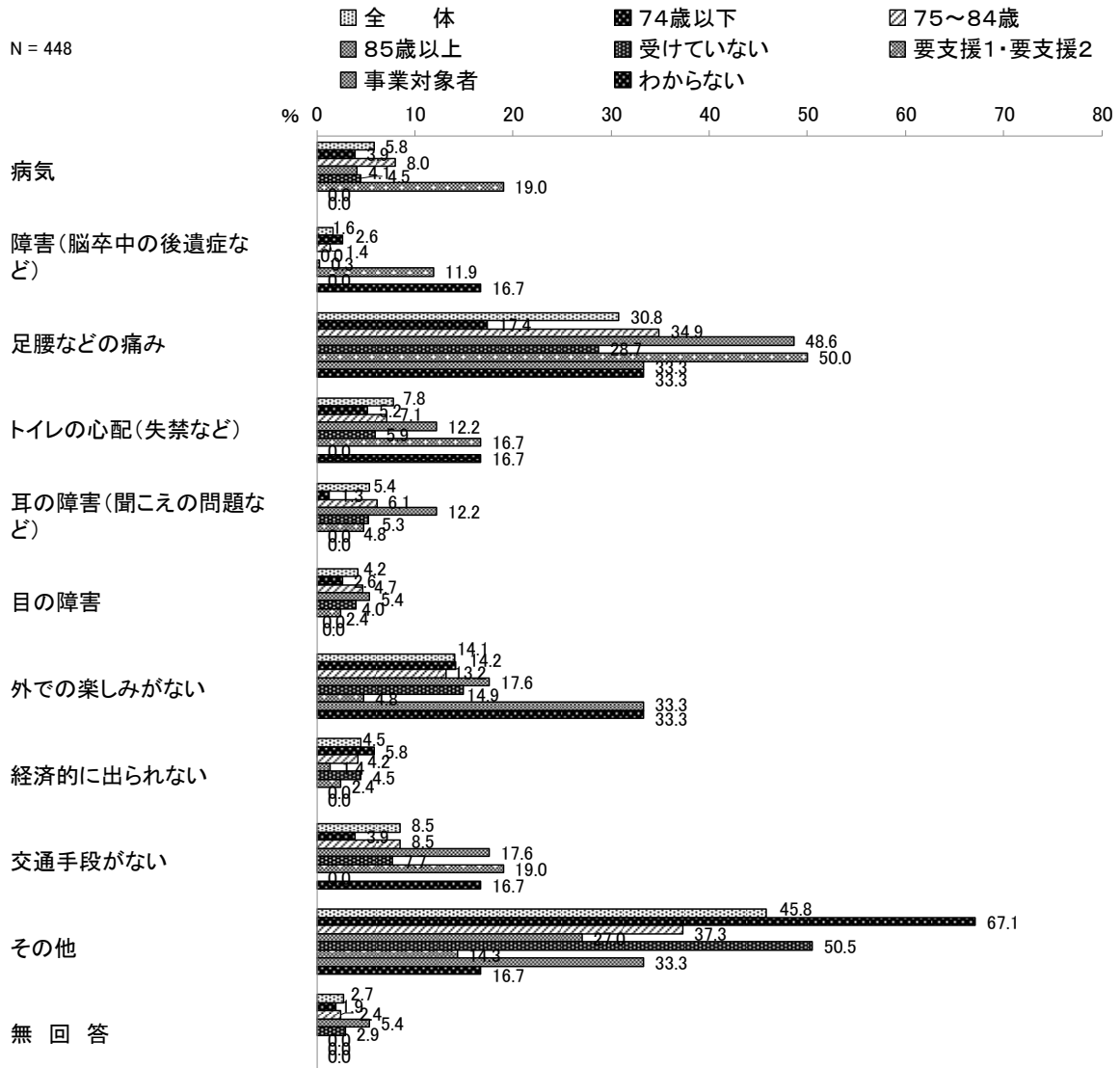


○外出を控えているという回答は約3割を占め、前回よりも大幅に増えています。外出を控えている理由は「その他」が45.8%（前回11.5%）、「足腰などの痛み」が30.8%（前回46.2%）と多くなっています。

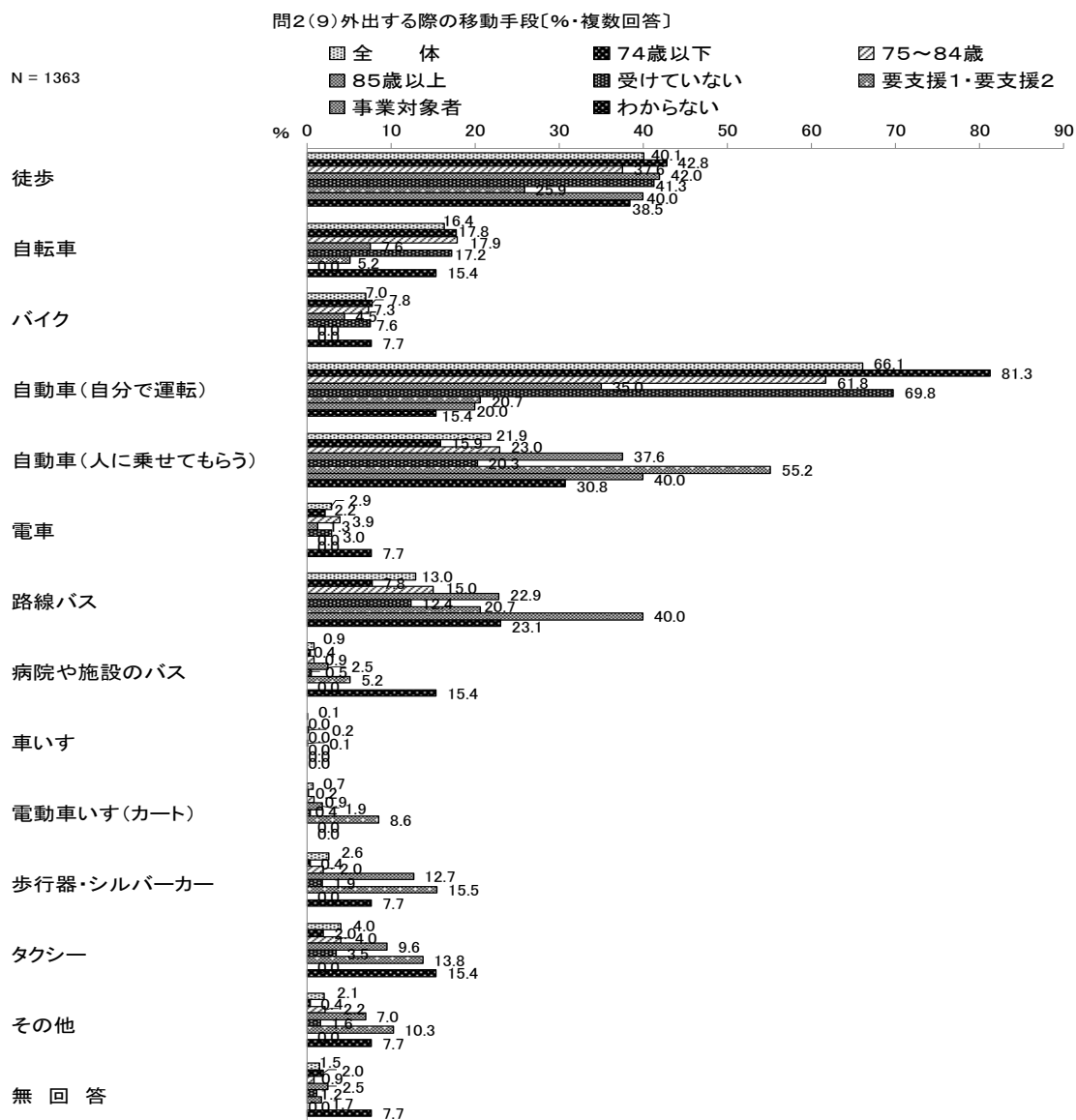
問2(8)外出を控えている[%]



問2(8)①外出を控えている理由[%・複数回答]



○外出時の移動手段については、全体では、「自動車(自分で運転)」が 66.1%(前回 67.1%)と多く、「徒歩」が 40.1%(前回 44.5%)、「自動車(人に乗せてもらう)」が 21.9%(前回 21.5%)、「自転車」が 16.4%(前回 21.5%)と続いている。



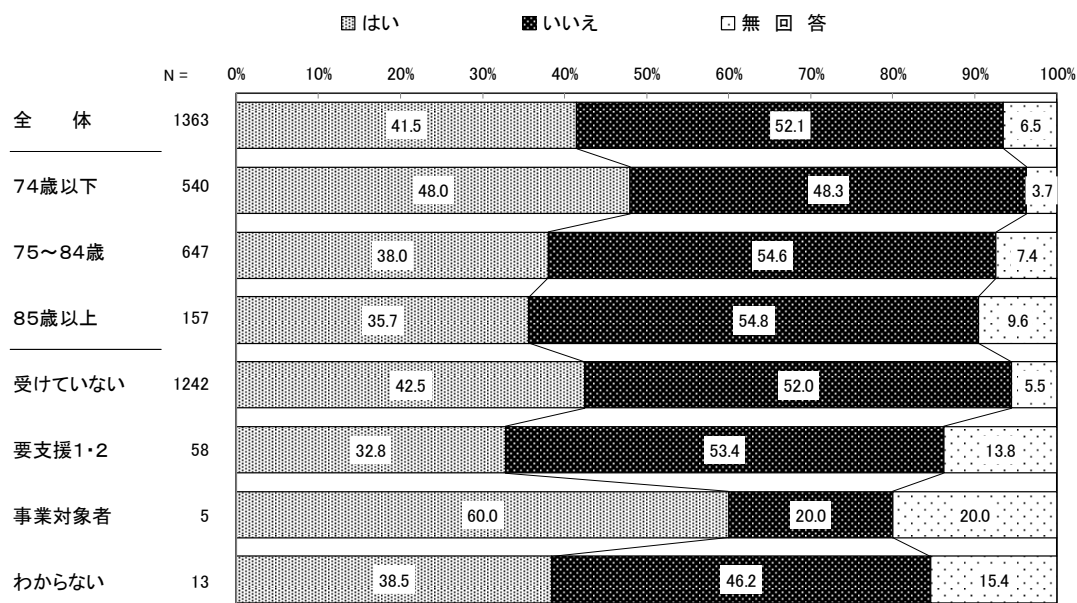
【アンケートからの課題】

○高齢者の心身の健康状態を図る上で外出は大きな要素であり、調査がコロナ禍であったため外出控えがみられ、運転免許証返納の動きとあわせ、移動手段がなくなって生活面で支援が必要な高齢者の増加が見込まれます。

④認知症について

○認知症に関する相談窓口の認知率は41.5%(前回49.2%)と前回調査よりも少なくなっています。

問8(2) 認知症に関する相談窓口の認知[%]



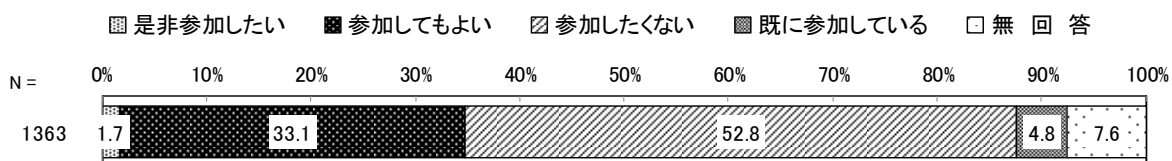
【アンケートからの課題】

○認知症への不安は大きいものの、認知症に関する相談窓口の認知は進んでいません。引き続き、認知症に関する啓発が必要であり、地域の身近な問題として認知症対策の推進が重要となっています。

⑤地域とのつながり等について

○住民同士のグループ活動への企画・運営での参加意向は約3割となっています。

問5(3) 地域のグループ活動の企画・運営での参加意向[%]



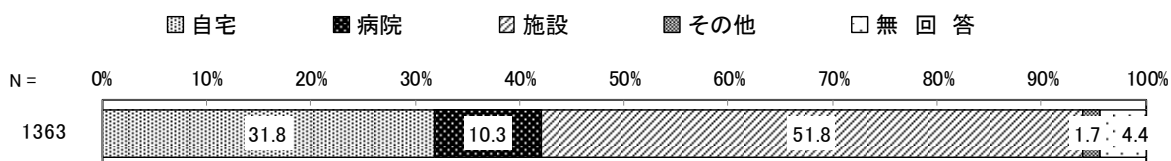
【アンケートからの課題】

○高齢になると企画・運営での参加意向は低調となる傾向であり、地域で介護予防等を担って推進する人材の確保・育成が必要です。

⑥介護・在宅医療について

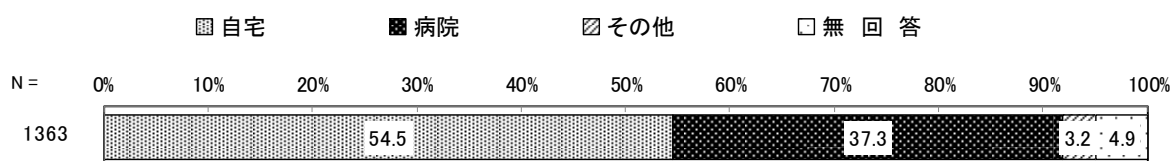
○認知症で介護が必要になった場合に暮らしたい場所については、「施設」が多いものの、「自宅」と回答した割合は前回は上回っています。

問11(2) 認知症で介護が必要な時に暮らしたい場所〔%〕



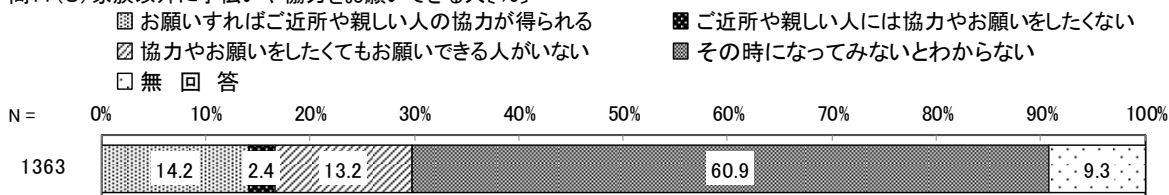
○がんで余命宣告を受けた時に暮らしたい場所については、「自宅」が5割以上と多く、「病院」は約4割となっています。

問11(1) 余命宣告を受けた時に暮らしたい場所〔%〕



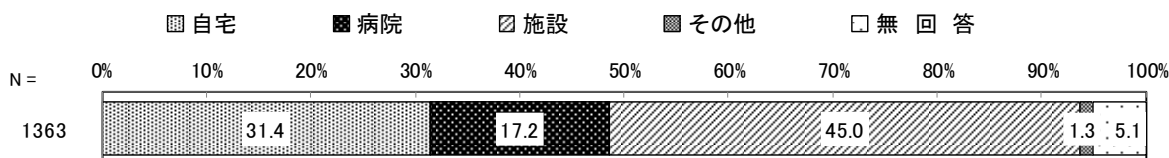
○家族が認知症になった時、家族以外にお手伝いや協力を頼める人については、「その時になってみないとわからない」が6割を超え、「お願いすればご近所や親しい人の協力が得られる」、「協力やお願いをしたくてもお願いできる人がいない」はともに約1割となっています。

問11(8) 家族以外に手伝いや協力をお願いできる人〔%〕



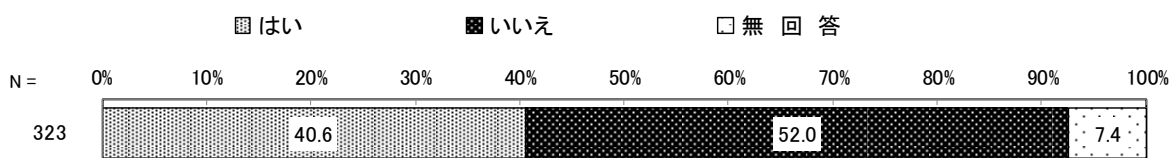
○医療と介護が同時に必要になった場合、自宅で暮らしたいという割合は約3割となっています。「施設」や「病院」を希望する割合は6割を超えています。

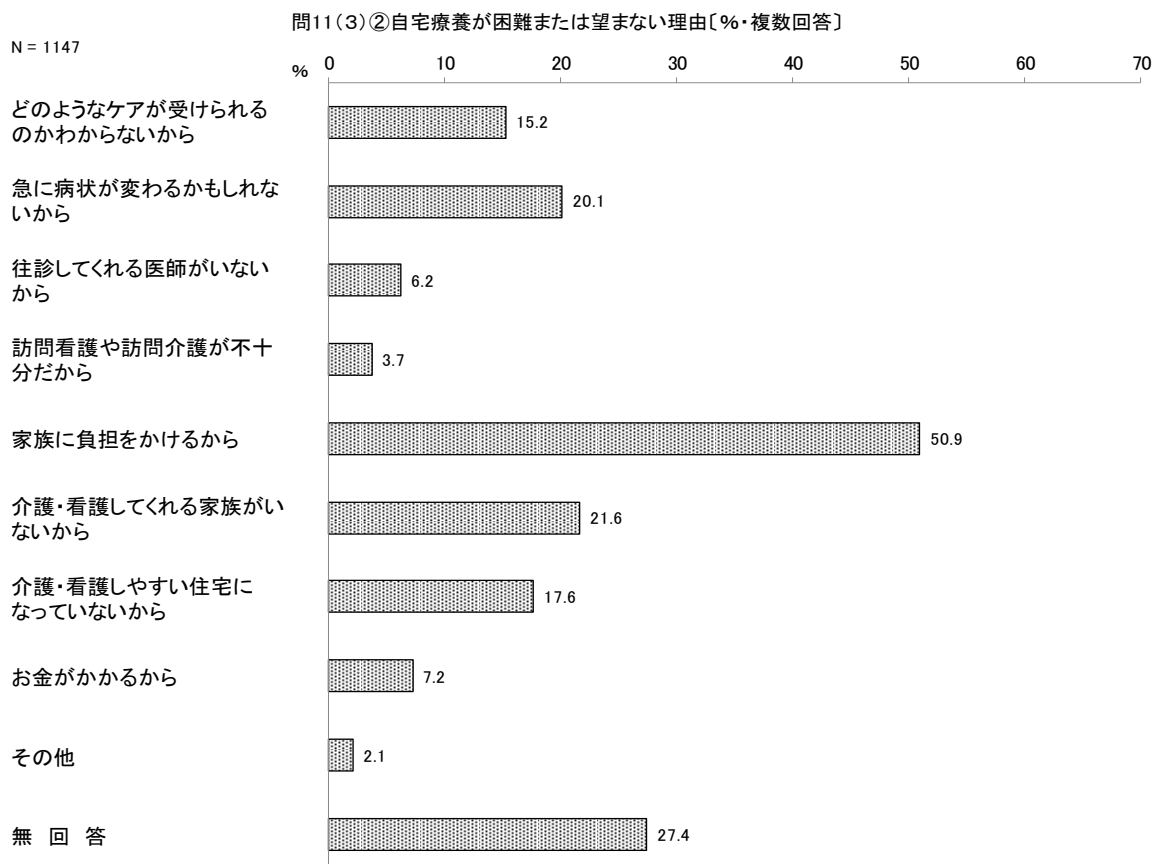
問11(3) 医療と介護が両方必要な時に暮らしたい場所〔%〕



○自宅で療養したいと回答した人に、実際可能かを質問したところ、「いいえ」が5割を超えています。その理由として「家族に負担をかけるから」が最も多く、「介護・看護してくれる家族がいないから」、「急に症状が変わるかもしれないから」などが多くなっています。

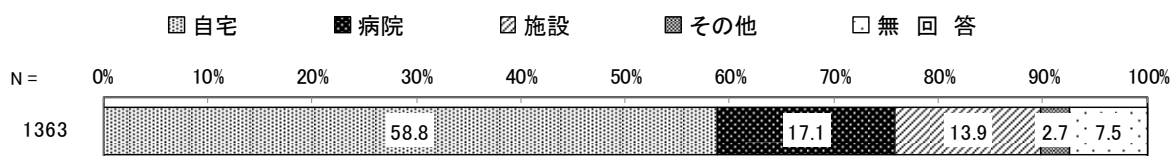
問11(3)① 自宅での療養が実際にできる〔%〕





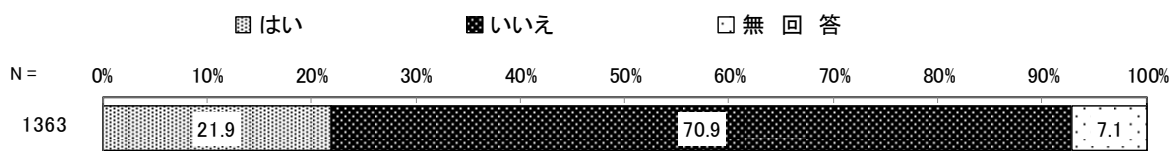
○人生の最期を迎えたい場所については「自宅」が過半数を超えています。

問11(4)人生の最後を迎えたい場所[%]



○自宅での看取りはできないという回答は7割を占め、前回より10ポイント以上増えています。

問11(5)自宅での看取りができる[%]



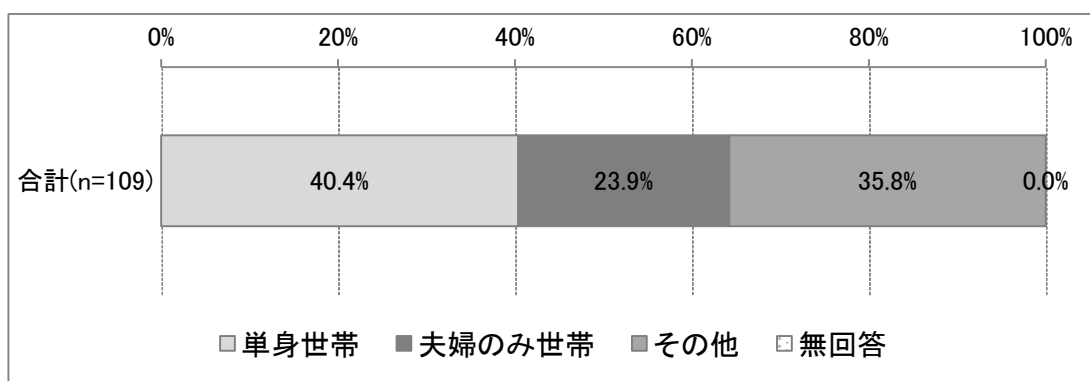
【アンケートからの課題】

○これまでも看取りについての啓発や寄り添いパートナーの育成を実施しており、人生の最期を自宅で迎えたいという意思がみえるようになってきていると感じられます。一方で家族に迷惑をかけたくないという思いもみられ、町内で終末期を過ごせる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

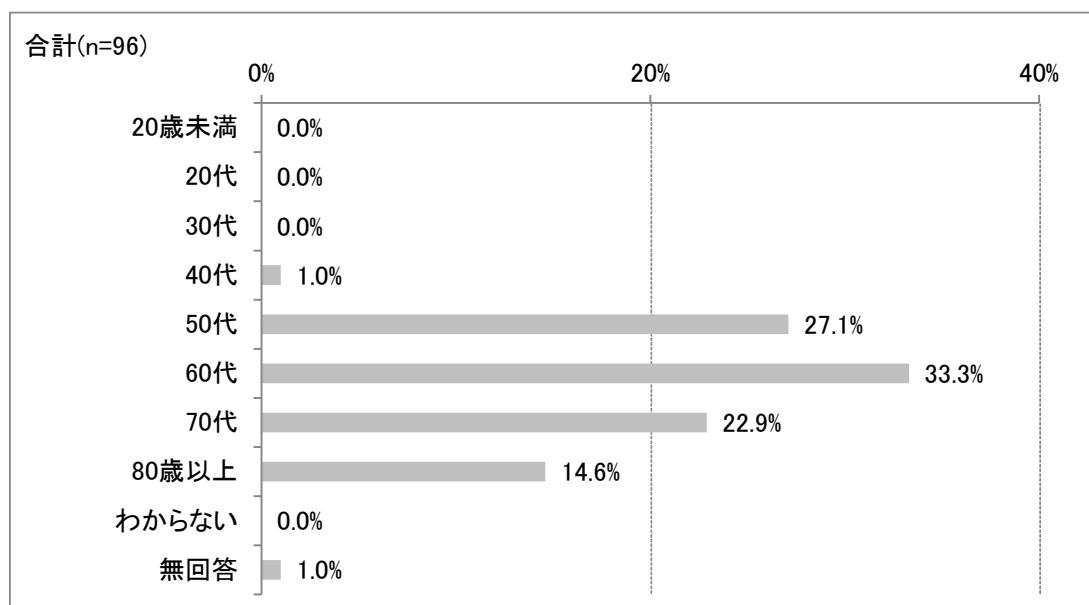
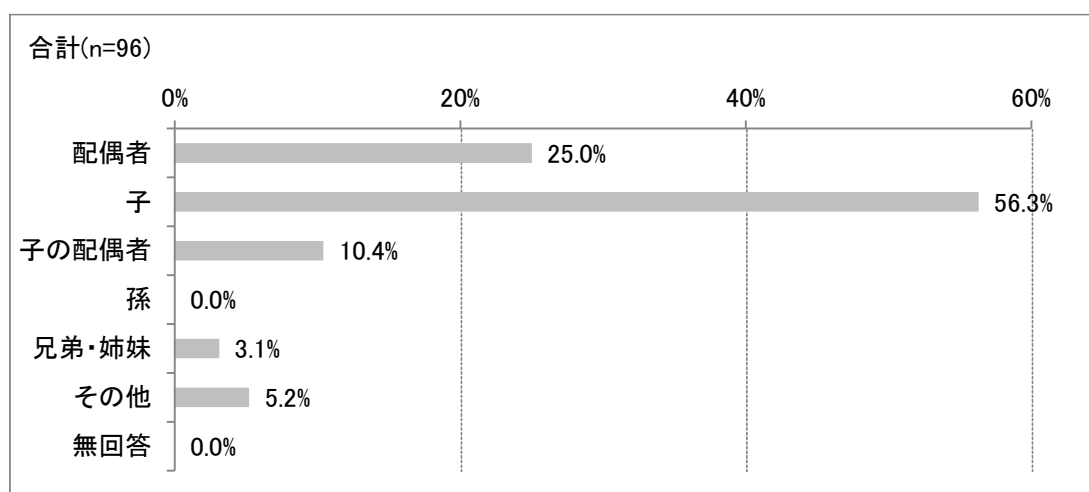
(2)在宅介護実態調査結果

家族や生活状況について

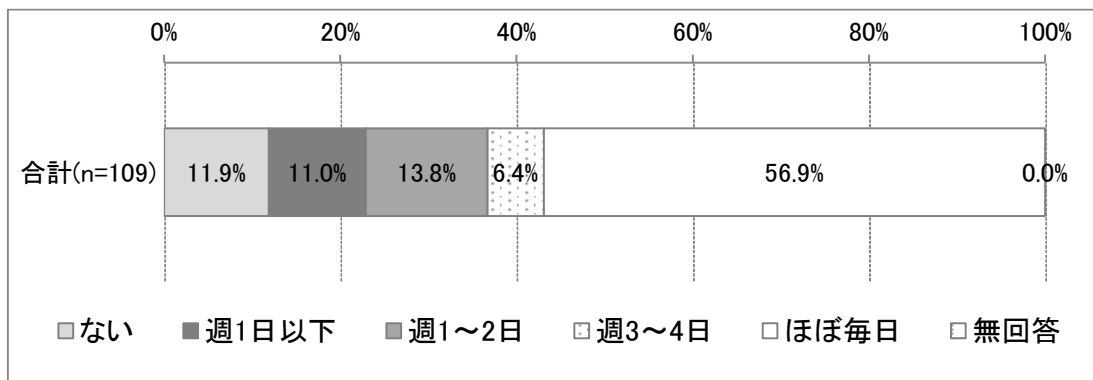
○在宅で生活している要介護認定者等でも「単身世帯」が最も多くみられます。



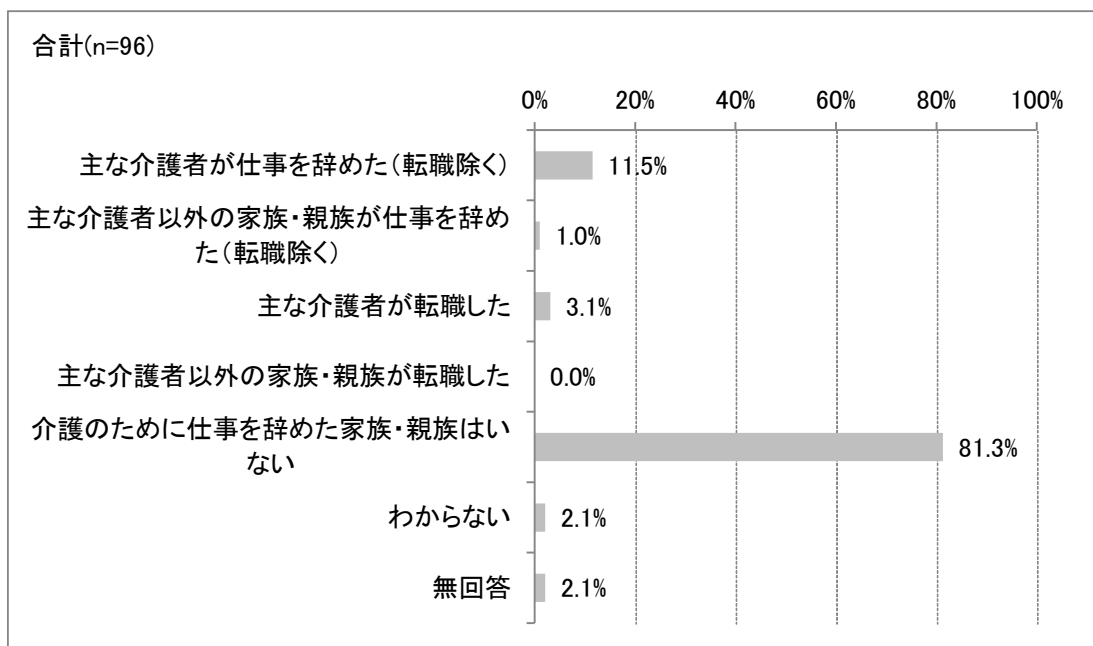
○主な介護者について、「子」が最も多く、56.3%、「配偶者(25.0%)」、「子の配偶者(10.4%)」となっている。年齢は「60代」が最も多く、33.3%、「50代(27.1%)」、「70代(22.9%)」となっています。



○家族等による介護状況は、「ほぼ毎日」が最も多く5割を超えており、次いで、「週1～2日(13.8%)」、「ない(11.9%)」となっています。



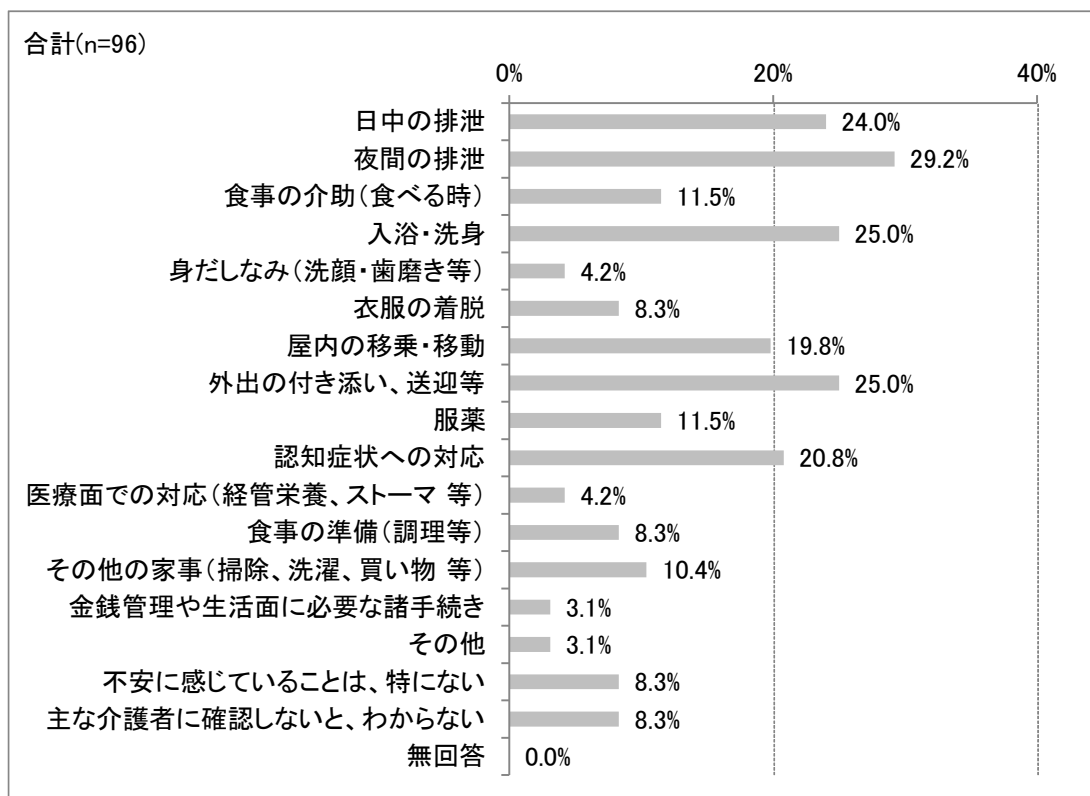
○介護を理由とした離職について、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が81.3%を占めており、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が11.5%となっています。



【アンケートからの課題】

○要介護認定者等の介護者は配偶者から子世代に移行しており、日常的な支援となっている様子がうかがえます。介護で離職した介護者は少ないですが、仕事との両立支援や介護家族支援の観点でできることをとりいれていくことが重要です。

○介護者が不安を感じる介護については、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「日中の排泄」、「認知症状への対応」などで2割を超えています。

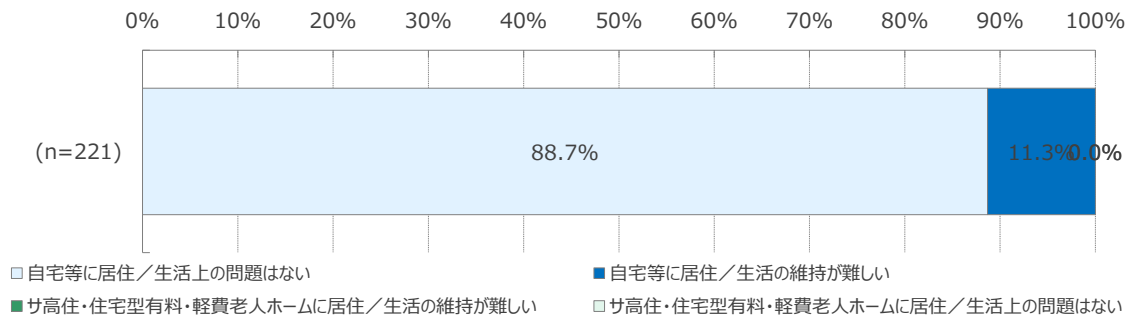


【アンケートからの課題】

○介護者の不安を感じる介護の回答は多く、要介護認定者等の心身の状態や介護の必要性の変化による影響も考えられることから、介護者の困りごとに寄り添い、柔軟に相談などに対応できるような環境づくりが必要です。

(3)在宅生活改善調査

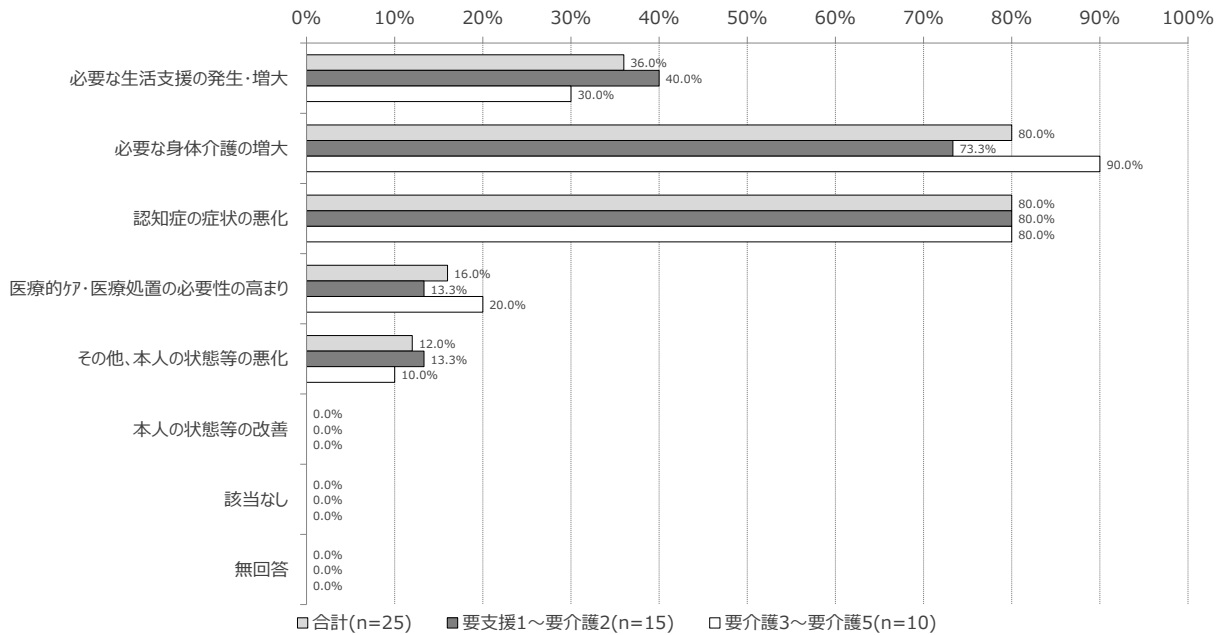
「自宅等に居住／生活上の問題はない」が88.7%と多いものの、「自宅等に居住／生活の維持が難しい」が11.3%で、粗推計で約25人と見込まれます。



自宅・サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住する利用者のうち、生活の維持が難しくなっている割合 **11.3%**

大崎上島町全体で、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数（粗推計） **25人**

在宅生活の維持が難しい理由としては、「必要な身体介護の増大」と「認知症の症状の悪化」の状態が多く、「必要な身体介護の増大」は要介護3～5で高くなっています。



(4) 居所変更実態調査

過去1年間の施設入所・入居者の居所変更の状況をみると、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は死亡退所がほとんどで、施設で看取りが行われ、「終の棲家」となっています。

一方、居所変更の割合が高い施設は「グループホーム」が73.3%と最も多くあげられ、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への居所変更が多くなっています。

サービス種別	居所変更	死亡	合計
住宅型有料 (n=0)	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%
軽費 (n=0)	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%
サ高住 (n=0)	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%
GH (n=2)	11人	4人	15人
	73.3%	26.7%	100.0%
特定 (n=0)	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%
地密特定 (n=0)	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%
老健 (n=0)	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%
療養型・介護医療院 (n=0)	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%
特養 (n=3)	1人	48人	49人
	2.0%	98.0%	100.0%
地密特養 (n=0)	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%
合計 (n=5)	12人	52人	64人
	18.8%	81.3%	100.0%

3. 第8期計画期間の取組状況

《第8期計画目標の進捗状況》

【自立支援の目標・実績】

()内は実績・見込み

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前期高齢者の要介護認定率の維持もしくは低下	3.37% (3.04%)	3.37% (3.32%)	3.36% (3.32%)

【介護予防・日常生活支援総合事業の目標・実績】

()内は実績・見込み

	目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防・ 生活支援 サービス事 業	訪問介護相当サービス 利用者数	14人 (15人)	16人 (13人)	18人 (13人)
	訪問型サービスA 利用者 数	24人 (20人)	26人 (19人)	28人 (19人)
	通所介護相当サービス 利用者数	27人 (30人)	28人 (24人)	30人 (24人)
	通所型サービスA 利用者 数	25人 (22人)	27人 (29人)	30人 (29人)
	通所型サービスC 利用者 数	10人 (10人)	10人 (7人)	10人 (10人)
(2) 一般介護 予防事業	高齢者人口に占める通 いの場の参加率(週1 回以上体操教室等の 集まり)	12.0% (14.1%)	13.0% (14.3%)	14.0% (14.3%)
	住民主体の通いの場 か所数	29か所 (29か所)	29か所 (30か所)	30か所 (31か所)

【認知症対策の目標・実績】

()内は実績・見込み

	目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 認知症に 関する普 及・啓発	認知症サポーター養成 講座(住民)	30人 (20人)	30人 (30人)	30人 (20人)
	認知症サポーター養成講 座(大崎海星高校2年生)	30人 (24人)	30人	30人 (人)
	フォローアップ講座(住 民)	30人 (13人)	30人	30人 (人)
	フォローアップ講座(民 生委員児童委員)	39人 (40人)	39人	39人 (人)
	認知症ケアパスの周知 率の向上	10% (-)	15% (-)	30% (-)
(2) 認知症を 地域で支 援する仕 組みづくり	認知症カフェ	1か所 (1か所)	1か所 (1か所)	1か所 (1か所)
	認知症講演会	1回 (1回)	1回 (1回)	1回 (1回)
	認知症初期集中支援 チーム員会議	12回 (3回)	12回 (1回)	12回 (3回)

【地域包括支援センターの目標・実績】

()内は実績・見込み

	目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター	相談受付件数(延べ人数)	400人 (300人)	400人 (260人)	400人 (300人)
	包括・在宅介護支援センター情報交換会	12回 (12回)	12回 (12回)	12回 (12回)
	介護予防学習会	6回 (4回)	6回 (5回)	6回 (3回)
地域ケア会議	地域ケア個別会議(通所型サービスC対象者)	10件 (10件)	10件 (7件)	10件 (10件)
	地域ケア個別会議(地域包括支援センター実施)	6件 (2件)	8件 (2件)	10件 (3件)
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	地域包括支援ネットワーク会議	5回 (3回)	5回 (4回)	5回 (4回)

【在宅医療・介護連携の目標・実績】

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サロン等の住民の集まる場に出向き、ACPと認知症について普及啓発	12回 (4回)	12回 (10回)	12回 (3回)
多職種症例検討会の開催(ACPの普及啓発も含む)	1回 (0回)	1回 (0回)	1回 (0回)
看取りのシンポジウムの開催(ACPの普及啓発も含む)	1回 (1回)	1回 (0回)	1回 (0回)

【生活支援体制の目標・実績】

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支え合う推進員 配置数	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)
支え合う地域づくり協議体 開催回数	3回 (3回)	3回 (3回)	3回 (1回)

【第8期計画における介護保険施設の整備目標・実績】

区 分	令和3年3月末 入所定員数	第8期整備目標 数	令和6年3月末 必要入所定員数	令和6年3月末 定員数
介護老人福祉施設	80人	63人	143人	143人
介護老人保健施設	70人	△70人	0人	0人
介護医療院	0人	0人	0人	0人

【介護給付適正化の促進の目標・実績】

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査員の研修	1回 (1回)	1回 (1回)	1回 (1回)
ケアプランの点検(町内全事業所)	4事業所 (4事業所)	4事業所 (4事業所)	4事業所 (4事業所)
住宅改修現地事前調査の割合(申請額10万円以上の案件)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)
縦覧点検・医療情報との突合	実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)
介護給付費の通知	1回 (1回)	1回 (1回)	1回 (更新申請時に送付)

【介護保険事業を支える福祉人材の確保の目標・実績】

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就職支援者数(令和4年度で事業廃止・令和5年度から新事業)	2人 (3人)	2人 (3人)	2人 (1人)
福祉人材育成定着事業補助金	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (3人)

【総合計画における高齢者分野の指標の取組状況】

指標	平成29年度 基準値	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績
高齢者のうち要介護3以上の認定者割合の低下	9.6%	10.8%	9.6%	8.8%
高齢者のうち要支援・要介護認定者の割合の低下	21.2%	23.8%	21.9%	21.3%
生活支援コーディネーターの設置	平成27年度より設置	設置済み	設置済み	設置済み
介護予防・日常生活支援総合事業の導入	平成28年度より実施	実施中	実施中	実施中
認知症施策の推進(認知症ケアパスの作成と推進・認知症地域支援推進員の確保)(平成30年度まで)	平成27年度より実施	実施中	実施中	実施中

4. 取り組むべき課題

第8期計画の各種施策の実施状況を点検し、今後取り組むべき課題を整理します。

【課題】自立支援・重度化防止に向けた健康維持・介護予防の一体的推進

介護予防・生活支援サービス事業は訪問型・通所型サービスを実施しており、見込んだ利用者数に近い利用状況となっています。緩和型は相当サービスに移行するなどして、毎月安定した利用量を提供できる体制を確保していくことが必要です。高齢化率が高い水準となっており、医療や服薬指導が必要な高齢者の増加が見込まれることから、健康維持と介護予防をより一体的に推進し、自立支援と重度化予防に取り組んでいくことが課題です。

一般介護予防事業については、いきいき百歳体操の定着が進み目標実施か所数に達しました。これまでは、体操の継続支援として専門職が関わったり、お世話人の負担にならない運営についての支援を行ってきました。今後も次の担い手が負担にならないように、地域の実情にあわせた支援が必要であり、継続して支援いくことが重要です。なお、高齢者巡回相談員がいない地区があり、今後ますます人口減少が進む中、担い手の確保などの対策も必要です。

日中働いている忙しい高齢者、移動手段がない高齢者、人と接するのが苦手な高齢者、フレイル等で通いの場に来られなくなった高齢者などは個別の対応や参加しやすい内容を継続して検討する必要があります。介護予防の必要性が高い高齢者や閉じこもり等何らかの支援が必要な高齢者等を早期に発見・介入し、参加を促す仕組みづくりが必要です。

→ 基本施策1
健康維持・介護予防の推進

【課題】高齢者の元気を地域に活かす仕組みづくり

働いている高齢者も多い状況ですが、生活の質の向上を図り、元気な高齢者を増やし、社会参加を促進するためには、主体的に外出しやすい環境づくりを進めることが必要です。地域で活躍できる場等をつくって様々な活動に関わってもらったり、高齢者が高齢者を見守る活動など、仕組みづくりが求められます。住民による自主的な地域活動は、「地域包括ケアシステム」の発展・充実、認知症施策の推進において重要な役割を果たすものとして、住民へ活動のきっかけづくりやサポートの充実を図ることが重要です。

→ 基本施策2
生きがいづくりと社会参加
の推進

【課題】地域包括ケアシステムの深化に向けた機能強化の推進

これまで以上に、地域包括支援センターが担う役割が重要となっており、機能の充実を図り、庁内及び関係機関との連携をさらに強化して様々な課題に対応していきける持続可能な体制づくりが重要となっています。相談支援体制とともに、権利擁護を含めたケアマネジメント体制を強化し、複雑化・複合化した悩み・不安の軽減に努めていく必要があります。

町内のネットワークは確立しており機能的に動いています。事業所間で連携した方がより効率的な動きができる課題もあると思われますので、地域ケア会議等により明らかになった課題について、解決につなげるための福祉サービスの充実や課題を抱える高齢者に専門職が関わることができる体制を構築する必要があります。

地域の住民の皆さんには包括や役場の相談窓口は認識されているところですが、相談支援窓口の周知や福祉サービスについては情報提供を継続して行い、実施していることなどを周知していくことも必要です。

認知症予防対策については、国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」(平成29年7月改訂)に基づき推進してきましたが、高齢者本人・家族にとって不安は継続して大きいものです。認知症基本法が成立し、身近な問題として取り組む課題となっており、認知症への早期診断・早期対応、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の取組、地域の見守り、チームオレンジの推進など、「認知症ケアパス」を更新しながら、関係者の連携による総合的な認知症施策の推進が求められます。

→ 基本施策3
地域包括ケアシステムの
深化・推進

【課題】住み慣れた地域での生活を継続するための支援

高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、安心・安全な生活環境づくりが必要です。地域の支援ネットワークづくりについて、課を横断した企画立案が必要です。

高齢化が進行していく中で、生活課題に応じた既存の資源の拡充、強化と新たな資源の発掘が必要です。

親族や身元引受人がいない入所者の葬祭や遺留金品の取り扱いについて、あらかじめ対応を施設と確認することが必要です。また、措置入所について施設と調整することも必要です。

引き続き人生会議やACPノートの普及啓発を推進することが必要です。

独り暮らしで緊急時に家の鍵を預かってもらう方がいない高齢者への対応や高齢者がより使い勝手の良い緊急通報システムへの見直しの検討が必要です。

移動や買い物などちょっとした生活支援施策の課題とあわせて、住民参加型支えあい活動の仕組みを構築していくことが重要な課題となっています。

→ 基本施策4
住み慣れた地域での生活の
支援

認定審査会の効率化を図ってきました。介護福祉人材の不足が叫ばれるなか、介護支援専門員(ケアマネジャー)の確保と介護予防の意識を高めるための研修やケアプラン点検等も継続して実施していく必要があります。

介護給付については随時点検し、給付の適正化を図っていくことが重要です。

→ 基本施策5.
介護サービスの充実・提供
体制の維持

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念・基本目標

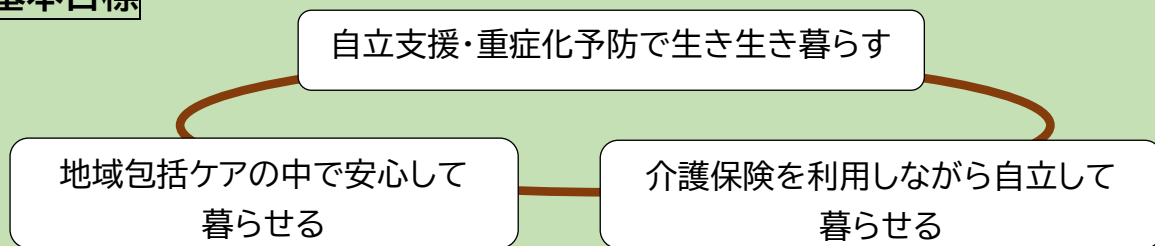
高齢者の多くは、住み慣れた家や暮らし続けている地域に愛着を持ち、穏やかな気候・空気のなか、「やっぱりここで暮らし続けたい」と思っています。この思いを実現できるように、「高齢者が安心して自分らしく生き生き暮らせる大崎上島町を目指して」、地域包括ケアシステムの充実を図り、高齢者支援施策を推進します。

■基本理念・基本目標

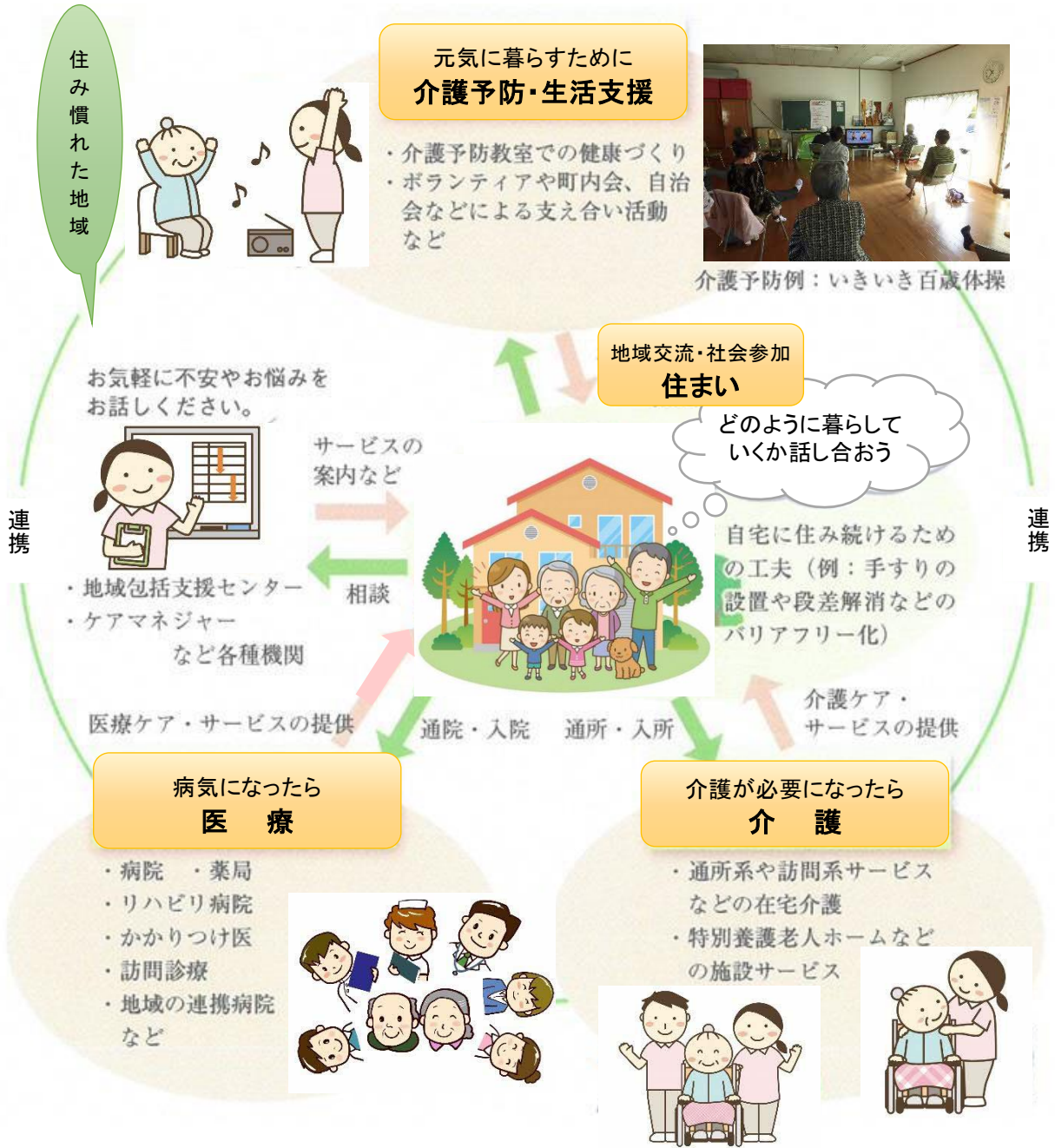
基本理念

高齢者が安心して自分らしく生き生き暮らせる大崎上島町を目指して

基本目標



■地域包括ケアシステムのイメージ



2. 施策体系

基本理念・基本目標

高齢者が安心して生き生きと暮らせる 大崎上島町を目指して

自立支援・重度化防止で生き生き暮らす

地域包括ケアの中で安心して暮らす

介護保険を利用して暮らす

施策の展開

基本施策1

健康維持・介護予防の推進

- (1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (2)健康づくりと介護予防の一体的な推進
- (3)健康支援の推進

基本施策2

生きがいきつくりと社会参加の推進

- (1)各種活動の支援と高齢者の社会参加の場の拡充

基本施策3

地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1)地域包括支援センター機能の充実
- (2)在宅医療・介護連携の推進
- (3)生活支援体制づくりの推進
- (4)認知症対策の総合的推進
- (5)権利擁護支援の推進

基本施策4

住み慣れた地域での生活の支援

- (1)生活支援・福祉サービスの推進
- (2)見守り・支え合い活動の充実
- (3)介護を支えるサービスの推進
- (4)安心・安全のまちづくりの推進

基本施策5

介護サービスの充実・提供体制の維持

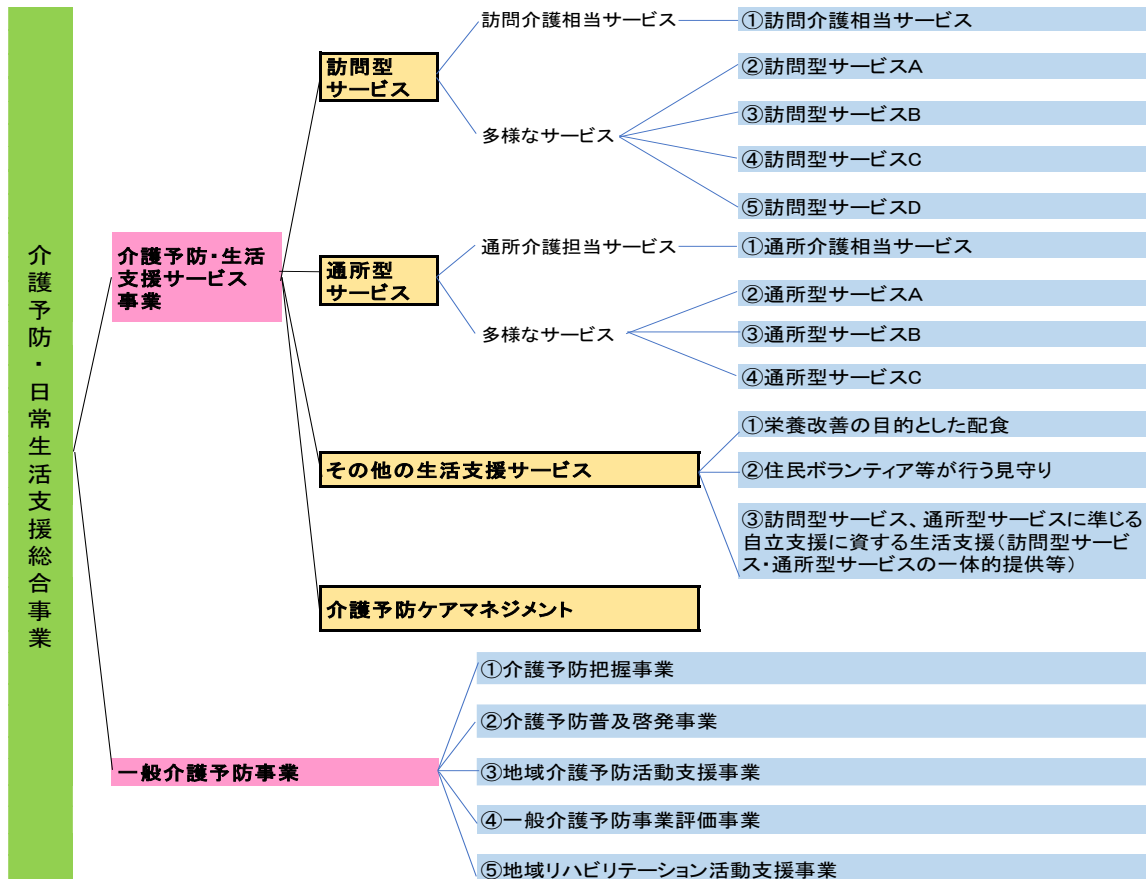
- (1)介護保険サービスの充実
- (2)介護保険の円滑な運営に向けた取組
- (3)介護福祉人材の確保・育成支援

第4章 施策の推進

基本施策1 健康維持・介護予防の推進

(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

■介護予防・日常生活支援総合事業の概要(厚労省資料より作成)



介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)	
○ 対象者:制度改正前の要支援者に相当する者。①要支援認定を受けた者 ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)	
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や1人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

一般介護予防事業	
○ 対象者:第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。	
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

■介護予防・日常生活支援サービス事業

取組	内容
訪問型サービス	○従来の訪問介護に相当するサービスを実施します。
通所型サービス	○従来の通所介護に相当するサービスを実施します。 ○通所型サービスC(短期集中予防サービス)を実施します。
介護予防支ケアマネジメント	○地域包括支援センターで、要支援認定者等の心身の状況や、置かれている環境その他の状況に応じて、要支援認定者等の状態にあった適切なサービスが包括的、効率的に提供されるよう必要な支援を行い、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

■取組状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問介護相当サービス		214 人	193 人	190 人
訪問型サービスA		249 人	206 人	200 人
通所介護相当サービス		365 人	354 人	350 人
通所型サービスA		248 人	326 人	320 人
通所型サービスC		43 人	133 人	140 人
配食サービス事業 →R6年度から、いきいき配食(予定)	大崎福祉会	1,200 食	1,200 食	1,200 食
	ひがしの会	720 食	720 食	720 食
介護予防ケアマネジメント・ケアプラン件数		新規 58 件 継続 1,392 件	新規 39 件 継続 1,323 件	新規 30 件 継続 1,120 件

(2)健康づくりと介護予防の一体的な推進

取組	内容
介護予防把握事業	○地域包括支援センター、在宅介護支援センターでの相談時や総合事業を初めて利用される場合に、基本チェックリストを実施し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者の早期把握に努め、住民主体の介護予防活動などにつなげます。
介護予防普及啓発事業	○介護予防に関する情報を提供します。 ○地域包括支援センターと在宅介護支援センターと協力して地区のふれあいサロンでの介護予防学習会をはじめ、老人クラブや食生活改善推進員協議会等での啓発や学習会を継続します。 ○介護予防の普及啓発に資する運動や脳トレ等の介護予防教室を実施します。
地域介護予防活動支援事業	○高齢者巡回相談員派遣事業、地域の通いの場事業、介護支援ボランティア活動事業、介護予防活動団体支援事業を継続して実施します。
地域リハビリテーション活動支援事業	○いきいき百歳体操の活動を支援します。 ○地域包括支援センター等と連携し、居宅介護支援事業所や介護職員等の希望により、リハビリ専門職等による技術的助言を実施します。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	○令和5年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し、壮年期から高齢期の切れ目ない健康管理の実施と保健・医療・介護サービスが統合的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。 ○ポピュレーションアプローチにおいては、通いの場の参加者の健康管理をはじめ、フレイル予防の各種チェックや医療専門職によるミニ講座を行います。 ○ハイリスクアプローチでは、フレイル予防講座の実施、健康状態ハイリスク者の訪問や地域包括支援センターとの連携、また、かかりつけ医との連携により保健指導を行います。また、健康状態不明者の調査・訪問を実施し必要なサービスに繋ぐ活動を強化します。
総合事業の弾力化に向けた取組の推進	○総合事業のサービスについては、町が直営で実施している通所型サービスC以外は、事業所指定のみの実施であることから、介護予防ケアマネジメントの強化を図り、一人一人の生きがいや自己実現に取り組めるように支援していくことで、多様なニーズを明確にし、地域支え合いの体制づくり活動とも連携しながらサービスや地域活動の充実を図っていきます。
保険者機能強化推進交付金等を活用した自立支援・介護予防事業の充実	○保険者機能強化推進交付金等の活用を検討し、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組、介護予防、健康づくり等に資する取組の充実を図ります。

■取組状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
基本チェック リスト	通所型サービスC実施分	10人	7人	13人
	地域包括支援センター実施分	96人	85人	80人
介護予防学習会		4回	5回	6回
介護予防活動団体支援事業		20団体	13団体	20団体
介護支援ボランティア活動事業		46人	43人 合同研修:1回	50人 合同研修:1回
高齢者巡回相談員派遣事業 (対象行政区:35地区)		相談員:44人 研修会:2回 合同研修:1回	相談員:44人 研修会:2回 合同研修:1回	相談員:46人 研修会:2回 合同研修:1回
いきいき百歳体操		29か所	30か所	31か所
高齢者人口に占める通いの場の参加率 (週1回以上体操教室等の集まり)		14.1%	14.3%	13.8%
いきいき百歳体操支援		初回、6か月、 1年、1年半、 2年半、3年半、4 年半、5年半 支援:18回	初回、6か月、 1年半、2年半、3 年半、4年半、5 年半、6年半 支援:9回	初回、6か月、 1年、1年半、 2年半、3年半、4 年半、5年半、6 年半、7年半 支援:33回
フレイル予防		高齢者の心身の 健康を包括的に 把握する事業 ・ 健診:192人 ・ 通いの場:297 人 ・ 普段の保健事 業、訪問:3人 ・ 郵送 846人 ・ 診療情報提供 と生活の指示: 15人 ・ 上記で把握で きなかった方の 訪問:コロナ禍 で中止 フレイル予防講座 12回コースを8回 に短縮して実施: 7人 在宅療養者の訪 問歯科健診・口腔 ケア ・ 訪問歯科健診・ 口腔ケア:9件	高齢者の心身の 健康を包括的に 把握する事業 ・ 健診:196人 ・ 通いの場:277 人 ・ 普段の保健事 業、訪問:36人 ・ 郵送:174人 ・ 診療情報提供 と生活の指示: 15人 ・ 上記で把握で きなかった方の 訪問:コロナ禍 で中止 フレイル予防講座 12回コースを8回 に短縮して実施: 7人 在宅療養者の訪 問歯科健診・口腔 ケア ・ 訪問歯科健診・ 口腔ケア:9件	高齢者の保健事 業と介護予防の 一体的実施の開 始 ポピュレーション アプローチ ・ 通いの場:30 か所 ・ ハイリスク者の 発見と必要な サービスへの 連携:30件見 込み ・ 診療情報提供 と生活の指示: 25件見込み ハイリスクアプ プローチ ・ フレイル予防講 座:10回コース 6人 ・ ハイリスク者訪 問:20件見込 み ・ 健康・生活状況 不明者の調査 及び訪問:28 件 在宅療養者の訪 問歯科健診・口腔 ケア:3件見込み

《介護予防・日常生活支援総合事業の目標》

項目		第9期目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防・ 生活支援 サービス事 業	訪問介護相当サービス 利用者数	400 人	390 人	390 人
	通所介護相当サービス 利用者数	600 人	580 人	580 人
	通所型サービスC 利用者数	168 人	168 人	168 人
(2) 一般介護予 防事業	高齢者人口に占める通いの場の参加 率(週1回以上体操教室等の集まり)	14.0%	14.5%	15.0%
	住民主体の通いの場 か所数 (いきいき百歳体操)	31 か所	31 か所	31 か所

(3)健康支援の推進

取組	内容
生活習慣病対策	<ul style="list-style-type: none"> ○高血圧対策を継続しながら、適正体重・適正カロリーの普及による脂質異常症対策に取り組み、脳血管疾患や心筋梗塞の新規発症予防に努めます。 ○特定健診有所見者への早期受診勧奨、治療中断者への受診勧奨・個別支援、特定保健指導の実施、エンジョイ健康セミナーの開催等により生活習慣病重症化リスクの軽減に努めます。 ○糖尿病の重症化予防を防ぎ、腎不全による透析への移行を防ぐため糖尿病性腎症重症化予防事業に引き続き取り組みます。
がん対策	<ul style="list-style-type: none"> ○がん死亡を防ぐための講演会の実施、特に70歳代未満のがん検診の受診率向上のための個別受診勧奨、精密検査が必要になった方への不安の緩和と確実な受診に向けた家庭訪問、精密検査未受診者への受診勧奨・受診の確認を引き続き実施します。
こころの健康相談・自殺予防	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康づくり、高齢者の閉じこもり防止については、健康教育や健康相談、地域包括支援センターなどでの啓発と相談対応に努めていきます。 ○随時の来所相談や家庭訪問等により対応し、こころの相談日を毎月定例で設け、保健師、精神保健福祉士、精神科医等の専門職が相談に対応する機会を確保しており、継続して実施していきます。 ○地域での声かけ、見守りを行い、必要に応じて専門機関等へつなぐ役割を担うゲートキーパー研修会を引き続き実施し、こころの健康づくりや自殺予防について、住民への啓発活動を実施します。 ○平成30年度に策定した大崎上島町自殺対策計画に基づき、各種施策を推進します。自殺の現状を把握し、町民、地域、関係機関、行政等が連携、協働した推進体制により、基本施策、重点施策を実施し、計画の推進を図ります。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食育推進計画をもとに、住民、地域、関係機関・組織、職域が相互に連携し、つながりを活かした食育を推進していきます。老人クラブやサロン事業とも連携し、今後も「食」の大切さを普及・啓発していきます。
こころ 口腔ケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢期の口腔ケアが日常生活や介護予防にも重要であることを啓発し、定期的な歯科検診の推進に努めます。 ○住民主体の通いの場においても、「かみかみ体操」などを取り入れ、誤嚥性肺炎や、認知症予防等に必要な口腔ケアの重要性を啓発します。 ○在宅療養中の要介護3以上の方に対し、歯科医師による訪問歯科検診と歯科衛生士による口腔ケアを継続して実施します。
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者のインフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種が円滑に接種できるよう働きかけます。基本的な感染予防、感染対策について啓発していきます。

■取組状況

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
生活習慣病予防		
<ul style="list-style-type: none"> ・ エンジョイ健康セミナー(7人) ・ 生活習慣病教室(3人) ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業(3人) ・ 各種相談 ・ 早期健康診査(22人) ・ 医療保険未加入者の健康診査(1人) ・ 骨粗鬆症検診 ・ 要受診者・未受診者・治療中断者への個別受診勧奨(講演会) * 新型コロナ感染拡大防止のため中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンジョイ健康セミナー(7人) ・ 生活習慣病教室(3人) ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業(1人) ・ 各種相談 ・ 早期健康診査(14人) ・ 医療保険未加入者の健康診査(0人) ・ 骨粗鬆症検診 ・ 要受診者・未受診者・治療中断者への個別受診勧奨(講演会) * 新型コロナ感染拡大防止のため中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンジョイ健康セミナー(4人) ・ 生活習慣病教室(5人) ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業(1人) ・ 各種相談 ・ 早期健康診査(13人) ・ 医療保険未加入者の健康診査(4人) ・ 骨粗鬆症検診 ・ 要受診者・未受診者・治療中断者への個別受診勧奨 ・ ポピュレーションアプローチ(マイカローリ-普及活動) ・ 筋骨アップ事業(共同研究)(講演会) * 新型コロナ感染の状況により開催検討。
がん検診		
<p>がん検診(集団・個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肺がん検診(370人) ・ 胃がん検診(152人) ・ 大腸がん検診(545人) ・ 子宮頸がん検診(238人) ・ 乳がん検診(221人) ・ 胃内視鏡検診(62人) <p>がん検診個別受診勧奨・再勧奨要精密検査者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問による受診勧奨と説明 ・ 精密検査結果の確実な把握 ・ 精検受診勧奨・再勧奨 <p>がん予防普及啓発資料配布 がん検診普及啓発キャンペーン</p> <p>* がん講演会はコロナ禍のため未実施</p>	<p>がん検診(集団・個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肺がん検診(374人) ・ 胃がん検診(151人) ・ 大腸がん検診(544人) ・ 子宮頸がん検診(247人) ・ 乳がん検診(233人) ・ 胃内視鏡検診(105人) <p>がん検診個別受診勧奨・再勧奨要精密検査者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問による受診勧奨と説明 ・ 精密検査結果の確実な把握 ・ 精検受診勧奨・再勧奨 <p>がん予防普及啓発資料配布 がん検診普及啓発キャンペーン</p> <p>* がん講演会はコロナ禍のため未実施</p>	<p>がん検診(集団・個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肺がん検診(374人) ・ 胃がん検診(124人) ・ 大腸がん検診(586人見込み) ・ 子宮頸がん検診(234人見込み) ・ 乳がん検診(166人見込み) ・ 胃内視鏡検診(81人見込み) <p>がん検診個別受診勧奨・再勧奨要精密検査者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問による受診勧奨と説明 ・ 精密検査結果の確実な把握 ・ 精検受診勧奨・再勧奨 <p>がん予防普及啓発資料配布 がん検診普及啓発キャンペーン</p> <p>* がん講演会</p>
こころの健康づくり		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大崎上島町自殺対策計画の推進 ・ 対面相談事業 こころの健康相談・精神保健相談:10回 19件 ・ 人材育成事業 ゲートキーパー研修会(町職員、町議員、地区区長、副区長を対象):3回 41人 ・ 普及啓発事業 アルコール関連問題研修(民生児童委員、地区区長、副区長を対象):3回 40人 ・ 自殺対策関係機関連絡会議:1回 15人 自殺対策庁内連絡会議:1回 15人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大崎上島町自殺対策計画の推進 ・ 対面相談事業 こころの健康相談・精神保健相談:15回 延16人 ・ 人材育成事業 ゲートキーパー研修会(食生活改善推進員、町議員、地区区長、副区長を対象):3回 33人 ・ 普及啓発事業 アルコール関連問題研修(民生児童委員、地区区長、副区長を対象):2回 16人 ・ 自殺対策庁内連絡会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大崎上島町自殺対策計画の推進 ・ 対面相談事業 こころの健康相談・精神保健相談 ・ 人材育成事業 ゲートキーパー研修会(食生活改善推進員、町職員、町議員と地区区長及び副区長未受講者を対象) ・ 普及啓発事業 アルコール関連問題研修(民生児童委員、地区区長、副区長を対象) ・ 自殺対策庁内連絡会議 自殺対策関係機関連絡会議 ・ 第1次計画の評価、第2次計画策定

食育	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地区講習会 (参加延べ人数)	148人	261人	270人
老人クラブ料理教室 (参加延べ人数)	中止	中止	22人

歯科保健	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
歯科訪問	0人	1人	0人
8020 推進事業	達成者:17人 表彰式参加:6人	達成者:22人 表彰式参加:10人	達成者:14人 表彰式参加:10人
在宅療養者の訪問歯科検診・口腔ケア	9件	9件	3件見込み

基本施策2 生きがいづくりと社会参加の推進

(1)各種活動の支援と社会参加の場の拡充

取組	内容
老人クラブ活動	○老人クラブでは単位クラブ(21クラブ)での活動と連合会での活動として、地域のボランティアや趣味の活動が主に行われており、地域の子どもたちと過ごすなど交流事業も行われています。福祉課が老人クラブ連合会と連携し、加入を呼びかけるとともに、健康づくりやボランティア活動や学習活動、地域貢献など各委員会の活動を推進します。
生涯学習及びスポーツ・レクリエーション活動	○町の実施している生涯学習活動、スポーツやレクリエーションには、高齢者も多く参加しており、今後も各種趣味の活動等を継続して実施し、より多くの高齢者が参加できるように、学習内容や開催方法、軽スポーツ・レクリエーションなどを検討するとともに、長年培った経験や知恵を伝えられるような場づくりについても検討します。 ○心身ともに健康であり続けられるよう、総合型地域スポーツクラブと連携し、高齢者が親しみやすく、取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動を推進していきます。
高齢者の社会参加の場の拡充	○町内の介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所で高齢者がボランティア活動を行い、活動を通じて介護予防活動を推進することを目的とした介護支援ボランティア活動事業を継続して実施します。 ○仕事、ボランティア活動、地域活動、多様な分野・場面で高齢者が活躍していただけるように、関係課・町社会福祉協議会などと連携を図りながら拡充を図ります。

■取組状況

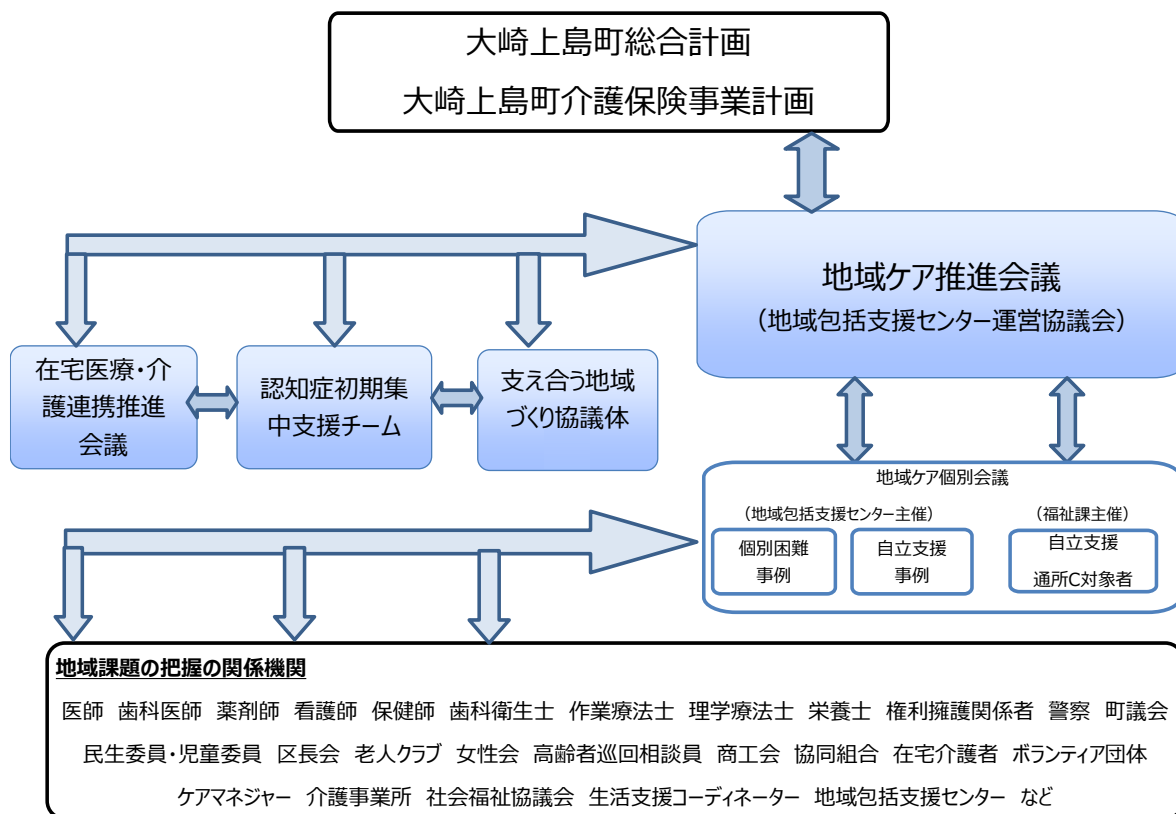
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
老人クラブ会員数	1,155人	1,088人	971人
老人クラブグラウンド・ゴルフ大会	1回	2回	2回
大崎上島町グラウンド・ゴルフ協会の大会	7回	9回	10回
介護支援ボランティア登録数	46人	43人	50人
介護支援ボランティア活動受入事業所	9事業所	9事業所	9事業所

基本施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)地域包括支援センター機能の拡充

取組	内容
地域包括支援センターの運営とケアマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、住民への周知を図ります。 ○地域における総合的なケアマネジメントを行う中核機関としての役割を担っており、より質の高いマネジメントができるよう体制を強化するとともに、運営方針や業務に関する評価と結果等を勘案し、業務量と業務内容に応じた人員体制を確保します。 ○地域包括支援センターの業務について、国において示される評価指標に基づき、評価・点検を行います。
総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスに関する情報提供等の相談対応、権利擁護に関する相談、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境、複雑化する問題事例について、在宅介護支援センターとの連携、関係事業者・関係機関との連携を図って、対応できる体制で相談支援を推進します。 ○地域からの相談は電話相談が多く、休日等での電話連絡に対応できるようにしています。高齢者をはじめ、障害者、地域住民からの相談の解決に向けて取り組みます。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的な個別指導や相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。 ○多様なサービス・支援を調整できるように、ケアマネジメントの質の向上を図るため、ケアマネジャーの育成支援、ケアマネジャーの研修機会の確保に努めます。
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア個別会議で、自立支援・重度化防止等の観点を重視して、個別事例の検討とフォローアップ、ケアプランのチェックを実施し、個別事例を積み上げ、共通した課題を把握しとりまとめます。 ○生活支援コーディネーターや支え合う地域づくり協議体、在宅医療・介護連携推進会議、認知症初期集中支援チーム活動で把握している高齢者のニーズも含めて具体的な施策へつなげ、地域課題の解決に向けた取組を検討します。
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○「大崎上島町地域包括支援ネットワーク会議」において、包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が、連携して取り組みます。

■大崎上島町地域包括ケア会議デザインの概要



■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防サービス計画	新規 25 件 継続 786 件	新規 14 件 継続 747 件	新規 15 件 継続 600 件
総合相談			
相談件数	300 件	260 件	200 件
民生委員児童委員協議会定例会への出席	1 回	1 回	1 回
広報活動	社協だよりにて	社協だよりにて	社協だよりにて
ケアマネジメント			
高齢者虐待(疑い)への対応	2 件	0 件	1 件
消費者被害への対応	0 件	0 件	1 件
成年後見制度活用支援事業	2 件	1 件	1 件
地域包括支援ネットワーク会議	3 回	4 回	4 回
地域包括・在宅介護支援センター情報交換会	月 1 回	月 1 回	月 1 回
地域ケア個別会議 (通所型サービスC対象者)	3 回 10 件	2 回 7 件	2 回 10 件
地域ケア個別会議 (地域包括支援センター実施)	2 回 2 件	2 回 1 件	1 回 1 件
在宅介護支援センター			
在宅介護支援センター おおさき 見守り・相談件数	342 件	298 件	50 件
在宅介護支援センター みゆき 見守り・相談件数	110 件	71 件	50 件

《地域包括支援センターの目標》

項目		第9期目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター	相談受付件数(延べ人数)	200人	200人	200人
	包括・在宅介護支援センター情報交換会	12回	12回	12回
	介護予防学習会	3回	3回	3回
地域ケア会議	自立支援型地域ケア個別会議(福祉課介護保険係実施)	4件	4件	4件
	地域ケア個別会議(地域包括支援センター実施)	4件	4件	4件
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	地域包括支援ネットワーク会議	4回	4回	4回

(2)在宅医療・介護連携の推進

①入退院支援

目標	望ましい姿	対策
入退院時の情報がスムーズに行われ切れ目なく介護や医療のサービスが受けられる。	退院調整が 100%実施されている。	県から報告される調整率を毎年確認し、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターから現状を聞き取りながら課題の把握とその対策を進める。
	医療機関の退院調整部署の担当者と介護支援専門員が顔の見える関係となっていて問い合わせや相談ができる。	

②日常の療養支援

目標	望ましい姿	対策
在宅生活に必要な医療と介護が切れ目なく提供される。	介護支援専門員を中心に、介護サービス事業所、医療機関、インフォーマルサービス、地域支援者からの支援が切れ目なく過不足なく提供される。	在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口の設置
		介護保険利用ガイドの冊子を作成し、介護保険事業計画策定時に全戸配布。介護支援専門員等を通じて随時必要な町民へ配布。また、福祉課カウンターに常設。
		在宅医療・介護連携資源マップの更新、ホームページへの掲載と事業所への配布
		インフォーマルサービスの把握と整理（生活支援体制整備事業：生活支援コーディネーター）
	専門職間の顔の見える関係性を維持し、連携が容易に行われる。	担当ケアマネの標示状況について、居宅、包括、医療機関、居宅サービス事業所等にアンケート等を実施し把握
		町内の医療系専門職を中心に講師に迎え、医療系知識のブラッシュアップと多職種間の連携促進のための研修会の実施
		かかりつけ医と介護職・ケアマネ・家族を結ぶ連携について町内居宅・訪問介護・訪問看護代表者と協議・連携パス作成の検討を居宅・包括連携会議で検討を実施（地域包括支援センター）
緩和ケアが受けられる。	在宅医療・介護連携資源マップによる緩和ケアを提供する医療機関、訪問看護ステーション等の情報の提供を実施	
介護者の身体的・心理的負担感を軽減し、在宅での介護が継続できる。	介護者家族会の実施（社協居宅）	
	認知症の人と家族の会の実施（地域包括支援センター）	
認知症になっても在宅生活が続けられる。	認知症カフェの実施（認知症地域支援ケア向上事業）	
	認知症ケアパスの更新と事業所への配布（認知症地域支援ケア向上事業：認知症地域支援推進員）	
	認知症カフェの実施（認知症地域支援ケア向上事業）	

③急変時の対応

目標	望ましい姿	対策
在宅療養中に様態が急変しても安心して療養できる。	臨時往診、訪問看護ステーションから 24 時間 365 日訪問が受けられる。	県から報告のある医療機関情報を居宅へ提供
	包括ケア病床が必要時利用できる。	県から報告のある医療機関情報を居宅へ提供
	消防署と急変時の情報共有が図られている。	現状把握のため消防署へ状況の聞き取り等を実施 情報連携方法の体制づくりの推進

④人生の最終段階(看取り)

目標	望ましい姿	対策
自分の望む場所で人生の最後を迎えられる。	自宅で看取りができる。	ニーズ調査等で在宅看取りの現状を把握し、在宅医療介護連携推進会議で課題と対策の検討の実施
	町内の特別養護老人ホームやグループホームで看取りが行われる。	居所変更調査等現状を把握し、在宅医療・介護連携推進会議で課題と対策の検討を実施
	町民が予め、価値観等大切に、自分がどのような医療と介護を受けながら暮らすのか看取りまでの意思表示ができる。	ACP の普及啓発専門職研修会の実施 サロン等での ACP の普及啓発の実施（認知症地域支援推進員活動） 人生の彩ノート書き方学習会の実施（認知症地域支援推進員活動） ACP 普及啓発推進員による普及啓発活動の実施の支援

■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
医療・介護・保健・福祉関係者連携研修会 (R4年度から) (「多職種連携症例検討会」と「医療に強いケアマネ育成研修会」を合体させたもの)	多職種連携症例検討会: 未実施 医療に強いケアマネ育成研修会: 2回	2回	2回
住民対象在宅看取りのシンポジウム	1回	未実施	未実施
ACP普及活動	・ サロン: 4回 ・ 映画上映会時普及啓発: 1回	・ ACP 普及啓発講演会: 1回 ・ 彩ノート記入学習会: 3回 ・ サロン: 各9回	・ 彩ノート記入学習会: 3回 ・ サロン: 各5回
地域への啓発と環境づくりの推進	在宅医療に関する講演会は、②在宅医療体制づくりの推進の事業で実施	在宅医療に関する講演会は、②在宅医療体制づくりの推進の事業で実施	在宅医療に関する講演会は、②在宅医療体制づくりの推進の事業で実施

《在宅医療介護連携の評価指標》

統計指標	第8期 (上段:目標値% 下段:現状値%)	第9期 (目標値%)
	退院調整率※の増加★	100.0 100.0
老人ホーム等での死亡者率の増加★	10.0 15.1	16.0
ACP「人生会議」を知っている人の増加✿	20.0 27.0	36.0

※退院調整率とは県が毎年6月の1か月を調査期間とし、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所にアンケート調査を実施し、包括・居宅からの回答を取りまとめたもののうち、要支援者・要介護者の退院時に医療機関から包括や居宅に退院調整の連絡があった割合。

出典 ★：広島県が取りまとめている「地域ケアシステムの評価指標」

✿：令和4年度大崎上島町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(3)生活支援体制づくりの推進

取組	内容
生活支援コーディネーターによる地域支え合い活動の充実	○設置している生活支援コーディネーターについて、その役割を住民に周知するとともに、生活支援コーディネーターが地域に出向き、地域の困りごとが把握でき、住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動につなげます。
協議体の設置・運営	○各地域のニーズの把握や、情報交換が効果的に実施できるよう、支え合う地域づくり協議体委員会から区長・民生委員児童委員・高齢者巡回相談員合同会議、地域づくり会議へつながりを持ち、課題解決と新たな仕組みづくりを行える環境づくりを推進します。

■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活支援コーディネーターの配置	1人	1人	1人
支えあう地域づくり協議体委員会開催回数	1回	1回	1回
三者合同研修会	1回	1回	1回
地域づくり会議	未実施	未実施。 ただし、大田区において、自主防災組織と、避難の仕組みについて協議し、その際の困りごとについて把握	旧町でそれぞれ1地区ずつ開催する。

《生活支援体制の目標》

項目	第9期目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支え合う推進員 配置数	1	1	1
支えあう地域づくり協議体 開催回数	2	2	2

(4)認知症対策の総合的推進

①普及啓発・本人発信支援

目標	望ましい姿	対策
認知症に関する理解の促進	認知症サポーター受講者が増加し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して適切な対応や支援が行われる。	認知症サポーター養成講座の実施
		ステップアップ講座の実施
相談先の周知	住民の誰もが認知症についての相談先を知っている。	認知症ケアパスの改定と周知
本人から意見や思いが発信できる体制の整備	認知症になっても自分の困っていることや支援してほしいこと実施したいことなどの思いが発信できる。	認知症カフェの開催・充実

②予防(備え)

目標	望ましい姿	対策
認知機能の低下予防に資する可能性のある活動の普及啓発	住民がいくつになっても、週に複数回地域の活動に参加している。	広報等で、町内で実施されている認知機能低下予防に資する可能性のある活動の周知
	住民がいくつになっても役割や生きがいを持って生活している。	認知症に対する理解と認知機能低下予防プログラム学習会の実施 広報等で、役割や生きがいの効果を周知

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

目標	望ましい姿	対策
早期発見・早期対応、医療体制の整備	住民が認知症の症状について正しく理解し、相談・受診・サービス利用ができる。	認知症ケアパスの周知
		専門医による個別相談会の実施
		認知症初期集中支援チームの設置
		認知症地域支援推進員の設置
		認知症カフェの開催・充実
		認知症の人と家族の会の開催
		認知症高齢者等の支援に係る竹原警察署と大崎上島町の相互連携に関する事業の継続運用

目標	望ましい姿	対策
認知症の人の介護者の負担軽減	介護者が気軽に介護の悩みを相談できる。	認知症カフェの開催・充実 認知症の人と家族の会の開催
	外出先から自宅へ戻れなくなったときでも、捜索等について地域支援者の協力が迅速に得られる。	大崎上島町徘徊高齢者等SOSネットワーク事業により、徘徊のおそれのある高齢者及び障害者が行方不明になった場合に地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関の支援体制の構築を図ります。今後は、関係機関との連絡・調整を図るとともに、このような取組について周知を図り、必要な高齢者等の事前登録を促進します。

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加

目標	望ましい姿	対策
認知症バリアフリーの推進	認知症の人もそうでない人も共に地域活動や日常生活をおくる。	認知症地域支援推進員活動の充実
		認知症サポーター養成講座の実施
		ステップアップ講座の実施
		チームオレンジ活動の実施
		認知症サポーター活動の実施
認知症講演会等の実施		
若年性認知症の人への支援の実施	若年性認知症を発症してもできるだけこれまでの生活が続けられる。	広島県で設置された「若年性認知症コーディネーター」や広島県若年性認知症サポートルーム（若年性認知症相談窓口）と連携しながら、若年性認知症の人の相談支援、関係者の連携のための体制整備、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な支援を検討

目標	望ましい姿	対策
認知症の人の社会参加支援の実施	認知症の人もそうでない人も共に地域活動や日常生活をおくる。	認知症サポーター養成講座の実施
		ステップアップ講座の実施
		チームオレンジ活動の実施
		認知症サポーター活動の実施
		広島県で設置された「若年性認知症コーディネーター」や広島県若年性認知症サポートルーム（若年性認知症相談窓口）と連携しながら、若年性認知症の人の相談支援、関係者の連携のための体制整備、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な支援を検討

■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症サポーター養成者数	92人	110人	125人
サポーター養成講座	町民:20人 海星高校:24人	町民:20人 広島銀行:10人 海星高校:35人	町民:15人 民生委員児童委員 :34人 食生活改善推進員 :48人
ステップアップ研修	町民:13人 民生委員児童委員 :40人	町民:13人 広島銀行:8人	町民:9人
認知症カフェ	1か所	1か所	1か所
認知症映画上映会	1回	0回	1回
認知症講演会	1回(信友監督)	1回	1回(信友監督)
認知症初期集中支援チーム員会議	3回開催	1回開催	2回開催
徘徊高齢者等SOSネットワーク事前登録者数	2人	4人	2人
認知症高齢者等の支援に係る連携件数	3件	3件	1件
認知症の人と家族の会	9回 74人	12回 68人	12回 70人

《認知症対策の実施目標回数》

対策		実施目標回数			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1 普及啓発の推進・本人発信の支援	認知症に関する理解の促進 相談先の周知	認知症地域支援推進員の設置	1人	1人	1人
2 予防(備え)	認知機能の低下予防に資する可能性のある活動の普及啓発				
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	早期発見・早期対応、医療体制の整備 認知症の人の介護者の負担軽減				
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援	認知症バリアフリーの推進 若年性認知症の人への支援の実施 認知症の人の社会参加の支援の実施				
1 普及啓発の推進・本人発信の支援	認知症に関する理解の促進 本人からの意見や思いが発信できる体制の整備	認知症カフェ	1か所	1か所	1か所
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	早期発見・早期対応、医療体制の整備 認知症の人の介護者の負担軽減				
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援	認知症バリアフリーの推進 若年性認知症の人への支援の実施 認知症の人の社会参加の支援の実施				
1 普及啓発の推進・本人発信の支援	認知症に関する理解の促進				
1 普及啓発の推進・本人発信の支援	認知症に関する理解の促進	認知症サポーター養成講座(住民)	1回	1回	1回
		認知症サポーター養成講座(大崎海星高校2年生)	1回	1回	1回
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援	認知症バリアフリーの推進 認知症の人の社会参加の支援の実施	認知症サポーター養成講座(民生・巡回・区長・食推ほか地域役員等)	1回	1回	-
		認知症サポーター養成講座(いき百・サロン等地域ボランティア)	1回	1回	-
		ステップアップ講座(住民)	1回	1回	1回
		ステップアップ講座(民生・巡回・区長・食推ほか地域役員等)	4回	1回	1回

対策			実施目標回数		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援	認知症バリアフリーの推進	ステップアップ講座(いき百・サロン等地域ボランティア)	-	1回	1回
	認知症の人の社会参加の支援の実施	認知症講演会	1回	1回	1回
1 普及啓発の推進・本人発信の支援	相談先の周知	認知症ケアパスの改定と周知	1回	1回	1回
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	早期発見・早期対応、医療体制の整備				
	認知症の人の介護者の負担軽減				
2 予防(備え)	認知機能の低下予防に資する可能性のある活動の普及啓発	広報等で、町内で実施されている認知機能低下予防に資する可能性のある活動の周知	2回	2回	2回
		広報等で、役割や生きがいの効果を周知	1回	1回	1回
		認知症に対する理解と認知機能低下予防プログラム学習会の実施	1クール	1クール	1クール
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	早期発見・早期対応、医療体制の整備	専門医による個別相談会の実施	3回	3回	3回
	早期発見・早期対応、医療体制の整備	認知症初期集中支援チームの設置	1か所	1か所	1か所
	早期発見・早期対応、医療体制の整備	認知症初期集中支援チーム員会議	2回～必要時	2回～必要時	2回～必要時
	早期発見・早期対応、医療体制の整備	専門医による個別相談会の実施	3回	3回	3回
	早期発見・早期対応、医療体制の整備	認知症初期集中支援チームの設置	1か所	1か所	1か所
	早期発見・早期対応、医療体制の整備	認知症初期集中支援チーム員会議	2回～必要時	2回～必要時	2回～必要時
	認知症の人の介護者の負担の軽減	認知症の人と家族の会の開催	1か所	1か所	1か所
	早期発見・早期対応、医療体制の整備	認知症高齢者等の支援に係る竹原警察署と大崎上島町の相互連携に関する事業の継続運用	継続	継続	継続
認知症の人の介護者の負担の軽減	徘徊高齢者等SOSネットワーク事前登録事業の継続運用	継続	継続	継続	

対策			実施目標回数		
			令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援	認知症バリアフリーの推進 若年性認知症の人への支援の実施 認知症の人の社会参加の支援の実施	町の認知症地域支援推進員と県の若年性認知症コーディネーター・若年性認知症サポートルームとの連携支援の体制の整備	1か所	1か所	1か所
	認知症バリアフリーの推進 認知症の人の社会参加の支援の実施	チームオレンジ活動の実施	1か所	1か所	1か所
	認知症バリアフリーの推進 認知症の人の社会参加の支援の実施	認知症サポーター活動の実施	1か所	1か所	1か所

《認知症対策の推進指標と目標値》

指標			目標値
1. 普及啓発・本人発信支援	(1) 認知症に関する理解促進	認知症サポーター養成講座受講者の増加	20歳以上人口の3%が受講(170人)
		フォローアップ講座受講者の増加	サポーター養成講座受講者の30%が受講(50人)
	(2) 相談先の周知	認知症ケアパスを知っている人の増加	50%
		認知症の相談先を知っている人の増加	60%
2. 予防	(1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進	いきいき百歳体操等通いの場に週1回以上参加する人の割合の維持・増加(※R5年3月末現在)	15%
		運動系活動へ週1回以上参加している人の増加	20%
		認知症予防プログラム累積参加者数の増加(累計人数)	58人
		10人/年	
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	(1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備	地域包括支援センターが認知症に関する相談窓口であることを知っている人の増加	60%
		認知症地域支援推進員が町に知っている人の増加	50%
		認知症初期集中支援チームがあることを知っている人の増加	50%
		認知症専門医による相談会があることを知っている人の増加	50%
		認知症ケアパスを知っている人の増加	50%
	(2) 認知症の人の介護者の負担軽減の推進	認知症の人と家族の会を知っている人の増加	70%
		認知症カフェを知っている人の増加	50%
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	(1) 認知症バリアフリーの推進	認知症地域支援推進員が認知症の人を地域資源へつなぐ活動がある	ある
		認知症サポーター活動がある	ある
		チームオレンジの活動がある	ある

(5)権利擁護支援の推進

取組	内容
権利擁護に関する相談・情報提供の充実	<p>○窓口での相談と、地域からの相談、町社会福祉協議会での相談など経路も相談内容も多様化しており、これに対応するため相談窓口間で連携を図るとともに、地域ケア体制での調整など、地域包括支援センターが中心となって連携しながら対応します。また、相談者のプライバシーの保護、情報管理などに十分配慮します。</p> <p>○介護保険利用ガイドなどの冊子、パンフレットや町広報等を活用して情報提供するとともに、老人クラブや地区の集まりなどで説明する機会を確保して周知します。</p>
成年後見制度利用促進	<p>○今後、認知症高齢者の増加や身寄りが無い、親族から支援が期待できないケースなどが見込まれ、講演会等、成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動を行います。地域包括支援センターと町社会福祉協議会など各関係機関と連携して周知を図ります。</p> <p>○申立ての相談や対応について、円滑できめ細かな対応に努めます。かけはしの利用者から成年後見制度へ移行するケースなど、法人後見の支援体制の確保に取り組みます。</p>
日常生活自立支援事業	<p>○町社会福祉協議会が窓口になり、一人で判断することに不安のある高齢者や障害者等を対象にした日常生活自立支援事業(かけはし)を実施しています。申込み件数が増加し、必要性が高まっているため、生活支援員を確保しました。今後はさらに地域包括支援センターの権利擁護事業・成年後見制度利用援助事業とあわせて、相談から適切な対応ができる体制づくりを進めます。</p>
高齢者虐待防止の取組	<p>○成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などに取り組みます。</p> <p>○家族の不安や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実を図ります。</p> <p>○地域包括支援ネットワーク会議で適宜研修の機会等を確保するとともに、この会議のネットワークを活かして、虐待防止ネットワークは形成できており、今後はさらに把握・相談などの対応についての体制づくりとして、障害者施策と連携した形で、虐待防止センターの設置等に取り組みます。あわせて、緊急連絡先や対応体制などについて、高齢者虐待防止マニュアルとしてとりまとめ、活用します。</p>

■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
中核機関設置に向けた行政との協議	実施	実施	実施
県社協、広島家庭裁判所主催の研修会、 情報交換会の受講	3回	3回	3回
成年後見制度利用支援	0件	1件	12件
成年後見セミナー	0回	0回	1回
かけはし登録者数	25人	27人	30人
専門員(兼務)	3人	2人	3人
生活支援員	2人	5人	8人
情報提供・啓発活動	社協だよりにて	社協だよりにて	社協だよりにて
事例検討会	2回	3回	3回

基本施策4 住み慣れた地域での生活の支援

(1)生活支援・福祉サービスの推進

取組	内容
生活管理指導短期宿泊事業	○社会適応が困難な高齢者、虐待対策等での利用を勘案し、サービスの必要な高齢者等の把握に努め、利用できる体制を継続します。
配食サービス事業	○栄養管理や火の管理に不安のある在宅高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、自立を促し、併せて安否確認を行います。 ○認定を受けていない方は社会福祉法人による独自の配食サービス(いきいき配食サービス)の利用を促進します。
緊急通報体制等整備事業(あんしん電話)	○70歳以上の1人暮らしの高齢者、寝たきり等の高齢者がいる高齢者のみの世帯、又は18歳以上の1人暮らしの重度身体障害者等に、急病や災害等の緊急時に迅速に受信センター等に通報できる緊急通報装置(あんしん電話)を設置しています。 ○安心して自宅での生活が続けられる要のサービスとして、あんしん電話設置事業を町単独事業として、定期的な安否確認と利用者からの相談等に対応する内容で実施します。
外出支援サービス事業	○要介護(支援)認定者、障害者等を移送用車両で町内及び町外の医療機関へ送迎する外出支援サービスを実施します。
日常生活用具給付・貸与	○概ね65歳以上の1人暮らし高齢者等に、介護保険の給付対象とならない電磁調理器や火災報知器、自動消火器などの日常生活用具の給付・貸与を行い、自立した暮らしを支援します。
シニアカー購入費助成事業	○シニアカーがないとひとりで買物や公共交通機関の利用などが困難で、自立した日常生活に支障のある65歳以上の高齢者を対象に、シニアカーの購入・レンタル費用の助成(3分の1以内で上限10万円)し、外出の利便性の向上を図ります。
養護老人ホームへの入所措置	○養護老人ホームへの入所待機者がいる場合は、待機期間の短縮が図れるよう円滑な対応に努めます。
各種貸付制度	○町社会福祉協議会を窓口、日常生活上支援が必要な世帯を対象に、生活福祉資金、高額療養費、民生資金の貸付を行います。今後も必要な支援が必要な人へ社協だより等で広報していきます。
高齢者向け住まいの紹介	○高齢者の多様な住まいの確保に向けて、施設入所検討者等に対し、有料老人ホーム等の高齢者向け住まい紹介事業所の公表を町ホームページで周知します。

■取組状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活管理指導短期宿泊事業		0件	0件	0件
町配食	大崎福祉会	9,621 食	9,326 食	10,150 食
	ひがしの会	13,059 食	13,771 食	14,100 食
いきいき配食	大崎福祉会	16,626 食	17,095 食	17,300 食
	ひがしの会	26,615 食	25,238 食	24,000 食
緊急通報装置設置件数		52 件	40 件	40 件
外出支援サービス事業		実施日数:559 日 実人数:754 人 延回数:2,066 回	実施日数:604 日 実人数:878 人 延回数:2,094 回	実施日数:635 日 実人数:920 人 延回数:2,200 回
シニアカー購入費助成事業		5件	6件	8件
養護老人ホーム入所者数		3人	4人	3人
生活福祉資金貸付事業		8件 (すべてコロナ特例 貸付)	3件 (すべてコロナ特例 貸付)	1件
高額療養費貸付事業		2件	0件	0件
民生資金貸付事業		6件	13件	5件

(2)見守り・支え合い活動の充実

取組	内容
多様な主体の参画による地域支え合い活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○役場、ボランティア、民間事業者、地域団体など、多様な主体との協力・連携を重視していくことが求められます。 ○ボランティアきっかけ講座や既存の登録員・協力員の研修会を通して、地域の取り組み状況を把握し、活動に活かせるように努めます。
高齢者によるボランティア活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて高齢者が高齢者を支えながら地域貢献し、また、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防をする施策を推進します。
通いの場の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が身近で気軽に集まれる通いの場を拡充していくため、新たな通いの場の確保を図ります。なお、いきいき百歳体操は目標とした全地区で実施されるようになったので、継続支援として療法士等の派遣、介護予防活動団体支援事業、世話人等からの相談への対応等を継続します。なお、いきいき百歳体操立上げの希望があれば、立ち上げ支援を実施します。
認知症高齢者コミュニティ・ケア「夢ハウス」事業	<ul style="list-style-type: none"> ○大崎地区の空き家を活用して、認知症状はあるが身体介護は必要ない状態程度の高齢者が週2回集まり、ケアスタッフと一緒に昼食をとったり、趣味活動などを行います。
ふれあいサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> ○サロン協力員により、地区サロンは概ね自治区単位に開設されており、1か月に1～2回開催されています。休会しているサロンの再開とサロン協力員の連絡会で意見交換をしながら、サロン活動に介護予防学習会を取り入れて開催します。
よってみんさい屋事業	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に気軽に行ける常設サロンとして、週1～2回町内2か所(中野地区・大串地区)で空き家等を利用して、よってみんさい屋事業が実施されています。いつでも誰でも気軽に寄れる家庭的な雰囲気となるように、集まった人たちでおしゃべりや趣味活動などやりたいことを楽しむことを基本に、月1・2回は医師や看護師等による健康セミナーや健康相談、食事会なども取り入れて実施します。
寄り添いパートナー	<ul style="list-style-type: none"> ○「1人暮らしになっても安心して最期を迎えられる町」を目指して、地域で支援の必要な方に、ちょっとした助け合いや、見守り、生活の支援をする地域住民ボランティアである『寄り添いパートナー』制度を進めてきました。養成講座修了者の活動が認知症のある人や障害者の支援にもつながるように、ケアマネジャーや相談支援事業所などとの連携について協議します。
住民参加型在宅福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○町社会福祉協議会が窓口となって、住民参加型在宅福祉サービス事業として、かみじまネット事業を実施しています。暮らしの中でのちょっとした困りごとのある人(利用者)と、手伝いができる人(協力者)が支え合い、助け合う互助活動として、通院の付き添いなどで利用されており、今後もサービスの周知を図り、利用を促進します。
共生型サービスの検討	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の状況を踏まえたサービス提供体制の確保に努めます。

■取組状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
赤い羽根ボランティアスクールの開催		全3回コース×2 (昼夜) 受講数:12人 オンラインのハイブリッド開催	全3回コース×2 (昼夜) 受講数:10人 完全オンライン開催	全3回コース×2 (昼夜) 受講数:30人予定 集合型開催予定
介護支援ボランティア登録数		46人 新型コロナウイルス感染症の影響でボランティア活動が実施できなかった。	43人 新型コロナウイルス感染症の影響でボランティア活動が実施できなかった。	50人 コロナ明けで施設での活動が活発になるよう事業所と協力員との合同研修会を実施する。
通いの場	いきいき百歳体操	29か所	30か所	31か所
	大西体操の会	1か所	1か所	1か所
	ふれあいサロン	25か所	25か所	24か所
	よってみんなさい屋	2か所	2か所	2か所
合計		57か所	58か所	58か所
夢ハウス		67回延 228人	94回延 315人	96回延 315人
サロン	開催か所数	23か所	24か所	23か所
	実施回数	170回	236回	288回
	利用者(延べ人数)	2,748人	3,764人	4,000人
よってみんなさい屋	中野	30回 427人	43回 726人	45回 750人
	大串	61回 888人	73回 911人	75回 950人
寄り添いパートナー研修		未実施	未実施	運用の仕方について協議し、再資源化を目指す。
かみじまネット事業	登録者	74人	76人	80人
	通院付き添い	110回	132回	150回
	掃除	4回	1回	10回
	その他	0回	0回	20回
合計		114回	133回	180回
共生型サービスの利用者数	短期入所生活介護	2人	2人	2人
	通所介護	2人	2人	2人

(3)介護を支えるサービスの推進

取組	内容
家族介護用品支給事業	○要介護4又は5に相当する在宅の高齢者を介護している同居の家族(住民税非課税世帯)に対して、介護用品(紙おむつ、尿とりパッドなど)を支給(上限75,000円)しており、今後は県の動向などを踏まえた検討を行います。
家族介護慰労金支給事業	○要介護4又は5の認定を受けた住民税非課税世帯の高齢者を、過去1年間介護保険サービス(1週間程度のショートステイの利用を除く)を利用せず、在宅で介護している同居の家族(住民税非課税世帯)に慰労金(10万円)を支給します。
介護離職ゼロへの取組	○介護と仕事の両立支援と介護者の介護負担の軽減のため、介護保険サービスの利用促進とサービス提供体制の確保を図るとともに、介護者の交流会などを継続して実施します。

■取組状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
家族介護用品 支給事業	支給人数	1人	1人	1人
	要介護度	要介護5	要介護5	要介護4
	年間支給額	73,372円	48,031円	72,216円
家族介護慰労金支給事業		0人	0人	0人
「認知症の人と家族の会」の開催回数		9回	12回	12回

(4)安心・安全まちづくりの推進

取組	内容
安全で住みやすい町の形成	○バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点で、公共施設や道路の整備を促進し、人にやさしい、活動しやすいまちづくりを促進します。
安全対策の推進	○民生委員児童委員や町社会福祉協議会、自治会等と連携して、地域ぐるみ活動や見守り活動の充実を図ります。 ○高齢者に対しては老人クラブ活動などで、防犯に対する知識の周知を図ります。 ○消防団や消防署等が連携して、避難訓練への参加を促進し、正しい災害に対する認識を高めるよう努めます。 ○高齢者が交通事故の被害者となるケースが増えており、運転する側と歩行者双方から高齢者の交通安全について、機会を捉えて啓発に努めます。 ○高齢者が、運転免許証を自主返納しやすい環境を整え、交通事故の防止に努めます。

取組	内容
安全対策の推進	○災害時に援護が必要な高齢者、障害のある人を事前に把握して、災害時に適切な支援ができるように、避難行動要支援者台帳の整備を進めています。今後は個人情報保護への配慮や登録者の情報更新など運用面での検討を行いながら、避難支援体制を整備し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。
住みやすい住宅の確保	○高齢者は持ち家率が高い状況ですが、1人暮らしや高齢者のみの世帯が多く、集合住宅などのニーズを把握していくとともに、町営住宅の改修や整備の計画に基づき方向性を検討します。
移動手段の拡充	○町内外の交通、海上交通などの利便性の向上を図る取組については、コミュニティバスの運行、外出支援サービスの利用状況なども含めて、上位計画と連携を図り、高齢者の移動手段の拡充に努めます。
医療体制の確保	○町内の医療機関との連携をさらに強化するとともに、救急医療についてはヘリポートを整備し、緊急体制を確保していきます。耳鼻咽喉科を診療所として確保しており、今後も関係機関と連携して体制の充実に努めます。
大崎上島町におけるケア体制の確保	○令和7(2025)年に向け、広島県の示す「地域包括ケアロードマップ」に基づく大崎上島町におけるケア体制の確保に向け、福祉課を中心に地域包括支援センターとの連携、関係課・関係機関との連携を図ります。
福祉教育・ボランティア活動の推進	○地域で行われている福祉活動と連携し、計画段階から社会福祉教育について日常的に連携・協力して取り組みます。 ○町社会福祉協議会と協力して、ボランティア活動に関する情報提供、ボランティア団体の活動の支援を図り、多くの人の参加を呼びかけます。
災害や感染症に係る体制整備	○福祉避難所の運営について町内3か所の施設と協定を結んでいます。施設利用者の安全確保及び施設の安定した運営ができるよう支援するとともに、町内の介護サービス事業所間の連携・調整を支援します。 ○感染症発生時に町内の社会福祉施設等の関係者と連携して対応できる体制を保持します。

■取組状況

令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
移動支援		
おと姫バス、路線バスの料金を100円として、高齢者が買い物・通院に利用しやすい料金設定とし、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備。	おと姫バス、路線バスの料金を100円として、高齢者が買い物・通院に利用しやすい料金設定とし、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備。	おと姫バス、路線バスの料金を100円として、高齢者が買い物・通院に利用しやすい料金設定とし、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備。
・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からバスの乗り方教室等中止となった。	・児童や高齢者を対象としたバスの乗り方教室などを実施。 ・公共交通の利用促進を図ることを目的としてバスや船時刻を掲載した情報ツールを作成。	・高齢者を対象としたバスの乗り方教室や体験乗車、体験乗船などを実施予定。

令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
住宅の確保		
<ul style="list-style-type: none"> 6件(内、高齢者世帯1世帯、障害者世帯1件)の入居により高齢者等の住居を確保した。町営住宅1棟2戸について、社会福祉法人が共同生活援助事業所のサテライト住居として使用しており、利用者の自立支援の体制づくりを促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 2件(内、高齢者世帯1世帯)の入居により高齢者の住居を確保した。町営住宅2棟3戸について、社会福祉法人が共同生活援助事業所のサテライト住居として使用しており、利用者の自立支援の体制づくりを促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の住居の確保について福祉課等と連携して推進していく。
医療体制の確保		
<ul style="list-style-type: none"> ヘリポート施設 県ドクターヘリ及び大崎上島消防署と連携を取ると共に、施設の維持管理を実施 医療関係者等懇談会の実施 救急艇「秋桜Ⅱ」患者輸送:268人 耳鼻咽喉科診療所開設:月2回実施 町内医療機関(4医院)へPCR検査機器を導入整備実施 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリポート施設 県ドクターヘリ及び大崎上島消防署と連携を取ると共に、施設の維持管理を実施 医療関係者等懇談会の実施 救急艇「秋桜Ⅱ」患者輸送:265人 耳鼻咽喉科診療所開設:月2回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリポート施設 県ドクターヘリ及び大崎上島消防署と連携を取ると共に、施設の維持管理を実施 医療関係者等懇談会の実施 救急艇「秋桜Ⅱ」患者輸送 耳鼻咽喉科診療所開設:月2回実施
地域ケアのまちづくり地域包括支援センター運営協議会・地域ケア推進会議		
1回(書面審議)	1回	1回
福祉体験学習の実施		
車椅子の操作体験 <ul style="list-style-type: none"> 実施校:大崎上島中学校 協力団体:サポートおおさき 	高齢者の体の特徴に対する疑似体験、車椅子の操作体験 <ul style="list-style-type: none"> 実施校:大崎上島中学校 協力団体:サポートおおさき 	認知症及び看取り介護について学習 <ul style="list-style-type: none"> 実施校:大崎上島中学校 協力団体サポートおおさき
災害予防等対策		
<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所:3か所 避難行動要支援者台帳整備:年1回更新 新型コロナウイルス感染症事案に対し随時連携 必要に応じて感染対策物資の配布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所:3か所 福祉避難所設置運営マニュアル策定 避難行動要支援者台帳整備:年1回更新 避難支援プランの策定 新型コロナウイルス感染症事案に対し随時連携 必要に応じて感染対策物資の配布を行った。 介護施設等に酸素濃縮器、噴霧器購入の補助を行い、検査キッドを配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所:4か所 (障害者福祉施設指定予定) 避難行動要支援者台帳整備:年1回更新 避難行動要支援者支援システム導入 個別避難計画作成着手 新型コロナウイルス感染症事案に対し随時連携 必要に応じて感染対策物資の配布予定

基本施策5 介護サービスの充実・提供体制の維持

(1)介護保険サービスの充実

取組	内容
サービスの質の向上とサービス提供体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の将来推計人口と提供体制の確保等を踏まえて、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の介護保険サービス提供基盤全体の見直しを進めます。 ○一人ひとりの状態に応じたケアマネジメントと介護保険サービスの質の向上を支援します。
補足給付の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○特定入所者等介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費を要件が該当する方に給付し、負担軽減を図ります。
利用者負担軽減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○経過措置による利用者負担軽減、住民税課税層の食費・居住費の特例減額措置、社会福祉法人等による減免制度を実施します。 ○利用者の経済的負担を軽減するため、自己負担分のみ支払い、残りを大崎上島町が事業者へ直接支払う「受領委任払い」を利用できるようにしており、利用を促進します。

■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
経過措置による利用者負担軽減該当者数	1人	1人	1人
住民税課税層の食費・居住費の特例減額措置該当者数	0人	0人	0人
社会福祉法人等による減免制度実績	84人	104人	110人
受領委任払い制度利用者数	福祉用具購入費	51人/58人中	55人/70人中
	住宅改修費	16人/45人中	13人/55人中

《第9期計画における介護保険施設等の整備目標》

区分	令和6年3月末 入所定員数	第9期整備目標数	令和9年3月末 必要入所定員数
介護老人福祉施設	143人	0人	143人
介護老人保健施設	0人	0人	0人
介護医療院	0人	0人	0人

看護小規模多機能型居宅介護	令和7年度から1か所定員24人で開設見込み
---------------	-----------------------

(2)介護保険の円滑な運営に向けた取組

取組	内容
要支援・要介護認定	<p>○訪問調査員の資質の向上を図ります。また、介護保険の説明とあわせて、高齢者の状況把握、町のサービスの説明などきめ細かな対応となるように努めます。</p> <p>○認定調査の資料のタブレット等の活用によるペーパーレス化等、認定の効率化を図ります。認定審査会の円滑な運営に努めます。</p>
相談・苦情等への対応	<p>○各種相談窓口と庁内の連携体制の一層の充実を図り、高齢者やその家族の相談にきめ細かく対応できるようにします。そのための調整・会議なども、継続して実施します。また、苦情等については、地域ケア会議での事例検討などと調整しながら、適切で迅速な対応を基本に、県、県国保連などの関係機関との連携を図ります。</p>
介護給付適正化の促進	<p>○更新・区分変更の認定調査の平準化・適正化と要介護認定等のばらつきの是正に向けた取組により、要介護認定等の適正化を図ります。</p> <p>○ケアプラン点検、住宅改修に関する取組、福祉用具購入・貸与に関する取組により、ケアプラン等の点検を行います。</p> <p>○医療情報との突合・縦覧点検を行います。</p> <p>○その他、ケアマネジメント等の適切化、事業所のサービス提供体制の確保、介護報酬請求の適正化を図ります。</p>

■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
広島県介護保険認定審査会、県国保連合会へ取り次いだ苦情件数	0件	0件	0件
介護給付費の通知	1回	1回	1回
縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険連 合会委託により 実施	国民健康保険連 合会委託により 実施	国民健康保険連 合会委託により 実施
ケアプランの点検	町内事業所すべ てにおいて実施	町内事業所すべ てにおいて実施	町内事業所すべ てにおいて実施
認定調査員の研修	1回	1回	1回

《介護給付適正化の促進の目標》

項目	第9期目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更新区分変更の認定調査の平準化・適正化(委託認定調査の直接実施件数)	3件	3件	3件
要介護認定等のばらつきの是正に向けた取組	調査票 事後点検	調査票 事後点検	調査票 事後点検
ケアプラン点検の実施	町内事業所 すべて実施	町内事業所 すべて実施	町内事業所 すべて実施
住宅改修に関する取組 (10万円以上案件)	すべて現地 事前確認	すべて現地 事前確認	すべて現地 事前確認
福祉用具購入・貸与に関する取組	福祉用具専門 相談員の確認	福祉用具専門 相談員の確認	福祉用具専門 相談員の確認
医療情報との突合・縦覧点検	国保連委託 により実施	国保連委託 により実施	国保連委託 により実施
介護支援専門員の質向上に向けた取組 (認定調査員及び介護支援専門員研修)	1回	1回	1回
苦情処理内容の把握(国保連取次件数)	1件	1件	1件
介護給付費通知	更新申請時 に送付	更新申請時 に送付	更新申請時 に送付

(3)介護福祉人材の確保・育成支援

取組	内容
介護福祉人材の育成・定着	<ul style="list-style-type: none"> ○従来実施していた支援金支給事業をさらに充実した内容で医療及び福祉従事者就職支援事業として実施し、就職支援金に加えて定住支援金を支給します。また、新規事業として介護資格等の取得及び更新に対し支援金を支給します。 ○社会福祉法人大崎福祉会が行う「修学資金貸付事業」に対し、補助金を交付することにより、町の社会福祉事業を担う若者の地元への就職・定住を図ります。 ○高齢者巡回相談員やボランティア活動による人材の確保が図られるよう施策を推進し、高齢者の社会参加を図り、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。

■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
社会福祉人材就職支援金支給事業	3人	3人	0人
医療及び福祉従事者就職支援事業	-	-	5人
福祉人材育成定着事業補助金	1人	1人	0人
介護支援ボランティア活動事業登録者数	46人	43人	50人
高齢者巡回相談員派遣事業 (対象行政区:35地区)	相談員:44人 研修会:2回 合同研修:1回	相談員:44人 研修会:2回 合同研修:1回	相談員:46人 研修会:2回 合同研修:1回

《介護保険事業を支える福祉人材の確保の目標》

項目		第9期目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療及び福祉従事者就職支援事業		2人	2人	2人
福祉人材育成定着事業補助金		1人	1人	1人
介護資格取得及び 資格取得支援金・資 格更新支援金	資格取得支援金	1人	1人	1人
	資格更新支援金	2人	2人	2人

第5章 介護保険サービスの見込み

1. 介護保険サービスの見込み

(1) 居宅サービス/介護予防サービスの利用状況・見込み

第8期の実績と第9期の見込みを年間分で示します。第9期計画期間の見込みについては、近年の実績の動向を踏まえて見込むとともに、令和22年度についても算出しています。

① 訪問介護

(人・回)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和12年度	令和22年度	令和32年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
利用人数	介護	1,160	1,106	1,008	1,152	1,152	1,152	1,140	888	528
利用回数		21,439	19,192	18,965	20,436	20,436	20,436	18,779	15,198	8,682

② 介護予防訪問入浴介護/訪問入浴介護

(人・回)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和12年度	令和22年度	令和32年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
利用人数	介護	0	6	0	0	0	0	0	0	0
利用回数		0	26	0	0	0	0	0	0	0

③ 介護予防訪問看護/訪問看護

(人・回)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和12年度	令和22年度	令和32年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
利用人数	支援	130	175	120	156	144	156	156	108	60
	介護	637	634	540	672	672	696	672	540	324
	合計	767	809	660	828	816	852	828	648	384
利用回数	支援	933	1,001	391	535	493	535	535	367	210
	介護	5,406	4,872	3,786	4,643	4,710	4,756	4,558	3,697	2,222
	合計	6,339	5,873	4,177	5,178	5,203	5,291	5,093	4,064	2,432

④介護予防訪問リハビリテーション/訪問リハビリテーション

(人・回)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	介護	8	23	12	12	12	12	12	12	12
		84	160	120	144	144	144	144	144	144

⑤介護予防居宅療養管理指導/居宅療養管理指導

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	支援	9	9	96	0	0	0	0	0	0
	介護	299	363	432	552	552	564	564	432	288
	合計	308	372	528	552	552	564	564	432	288

⑥通所介護

(人・回)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	介護	1,342	1,484	1,512	1,524	1,524	1,536	1,452	1,128	684
		11,839	12,599	13,426	13,057	13,055	13,144	12,278	9,612	5,825

⑦介護予防通所リハビリテーション/通所リハビリテーション

(人・回)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	支援	83	15	12	12	12	12	12	12	0
	介護	404	87	72	108	108	108	108	84	60
	合計	487	102	84	120	120	120	120	96	60
利用回数	支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護	3,614	640	653	842	842	842	842	660	478
	合計	3,614	640	653	842	842	842	842	660	478

⑧介護予防短期入所生活介護/短期入所生活介護

(人・日)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	支援	35	37	60	60	60	60	72	48	24
	介護	1,005	969	828	1,032	1,020	1,068	1,056	828	528
	合計	1,040	1,006	888	1,092	1,080	1,128	1,128	876	552
利用日数	支援	276	285	464	456	456	456	547	365	182
	介護	10,858	10,284	9,553	12,569	12,329	13,073	12,732	10,123	6,578
	合計	11,134	10,569	10,017	13,025	12,785	13,529	13,279	10,488	6,760

⑨介護予防短期入所療養介護/短期入所療養介護

(人・日)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	支援	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護	96	7	0	0	0	0	0	0	0
	合計	101	7	0	0	0	0	0	0	0
利用日数	支援	14	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護	1,051	54	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,065	54	0	0	0	0	0	0	0

⑩介護予防特定施設入居者生活介護/特定施設入居者生活介護

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	支援	0	5	0	0	0	0	0	0	0
	介護	146	144	168	156	156	156	156	132	60
	合計	146	149	168	156	156	156	156	132	60

⑪介護予防福祉用具貸与/福祉用具貸与

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	支援	679	652	696	708	684	696	696	504	312
	介護	1,926	1,961	1,836	1,980	1,992	2,052	2,040	1,596	1,008
	合計	2,605	2,613	2,532	2,688	2,676	2,748	2,736	2,100	1,320

⑫特定介護予防福祉用具購入費/特定福祉用具購入費

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	支援	12	17	24	12	12	12	12	12	0
	介護	45	43	12	24	36	36	48	36	24
	合計	57	60	36	36	48	48	60	48	24

⑬介護予防住宅改修/住宅改修

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	支援	15	14	12	12	12	12	12	12	0
	介護	29	35	24	36	36	36	24	12	0
	合計	44	49	36	48	48	48	36	24	0

⑭介護予防支援/居宅介護支援

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用者数	支援	827	797	792	816	816	816	828	600	372
	介護	3,048	2,991	2,892	2,892	2,916	2,964	2,964	2,280	1,416
	合計	3,875	3,788	3,684	3,708	3,732	3,780	3,792	2,880	1,788

(2)地域密着型サービスの利用状況・見込み

地域密着型サービスは、要介護(要支援)者が住み慣れた地域で継続して生活を営むことができるように、身近な地域でサービスを提供するものです。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

実績及び見込みなし。

②夜間対応型訪問介護

実績及び見込みなし。

③介護予防認知症対応型通所介護/認知症対応型通所介護

実績及び見込みなし。

④介護予防小規模多機能型居宅介護/小規模多機能型居宅介護

実績及び見込みなし。

⑤介護予防認知症対応型共同生活介護/認知症対応型共同生活介護

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用 人数	支援	1	9	0	0	0	0	0	0	0
	介護	326	403	540	504	492	480	468	348	216
	合計	327	412	540	504	492	480	468	348	216

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

実績及び見込みなし。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

実績及び見込みなし。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」サービスを提供するものです。第9期期間に町内で1か所の開設を予定し、サービス利用を見込みます。

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
利用 人数	介護	0	0	0	0	120	180	240	240	204

⑨地域密着型通所介護

小規模型の通所介護は、地域との連携や運営面の透明性の確保の観点から、平成28年度より地域密着型サービスに位置づけられています。

(人・回)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和12年度	令和22年度	令和32年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
利用人数	介護	461	522	528	612	612	624	636	492	312
利用回数		3,274	3,553	3,728	4,078	4,039	4,187	4,222	3,283	2,105

(3)施設サービスの利用・見込み

大崎上島町には、介護老人福祉施設が3施設あります。また、介護療養型医療施設は介護医療院となり、それらの動向を捉えて、利用者数を見込みました。

①介護老人福祉施設

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和12年度	令和22年度	令和32年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
利用人数	介護	1,514	1,767	1,800	1,800	1,800	1,800	1,872	1,596	1,080

②介護老人保健施設

(人)

		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和12年度	令和22年度	令和32年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
利用人数	介護	641	285	228	240	240	240	252	216	144

③介護医療院

(人)

介護医療院		実績(令和5年度は見込み)			第9期			令和12年度	令和22年度	令和32年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
利用人数	介護	185	175	168	168	168	168	180	156	96

(4)給付状況・見込み

①介護サービスの給付状況

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅サービス			
① 訪問介護	67,327	61,462	59,152
② 訪問入浴介護	0	325	0
③ 訪問看護	24,350	21,414	16,754
④ 訪問リハビリテーション	254	515	400
⑤ 居宅療養管理指導	2,893	3,630	4,720
⑥ 通所介護	85,597	89,661	96,293
⑦ 通所リハビリテーション	30,445	5,804	5,755
⑧ 短期入所生活介護	90,547	84,677	77,742
⑨ 短期入所療養介護	9,926	558	0
⑩ 特定施設入居者生活介護	31,311	31,022	38,243
⑪ 福祉用具貸与	27,259	28,216	26,057
⑫ 特定福祉用具購入費	1,630	1,641	446
⑬ 住宅改修	2,259	2,832	3,052
(2)地域密着型サービス			
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	0	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑤ 認知症対応型共同生活介護	78,812	100,953	144,265
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑨ 地域密着型通所介護	27,405	30,943	31,262
(3)施設サービス			
① 介護老人福祉施設	379,298	448,900	470,338
② 介護老人保健施設	180,941	79,861	65,609
③ 介護療養型医療施設	0	0	0
④ 介護医療院	65,752	60,183	57,651
(4)居宅介護支援	48,643	47,910	46,432
介護給付費計(Ⅱ)	1,154,650	1,100,508	1,144,170

※小数点以下を端数処理しているため合計が合致しないところがある。

②介護予防サービスの給付状況

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)介護予防サービス			
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
② 介護予防訪問看護	3,506	3,948	1,736
③ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
④ 介護予防居宅療養管理指導	51	82	968
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	2,817	555	498
⑥ 介護予防短期入所生活介護	1,805	1,647	2,939
⑦ 介護予防短期入所療養介護	129	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	0	462	0
⑨ 介護予防福祉用具貸与	5,217	4,948	4,968
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	292	391	674
⑪ 介護予防住宅改修	1,289	1,370	954
(2)地域密着型介護予防サービス			
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	144	1,989	0
(3)介護予防支援	3,779	3,546	3,570
予防給付費計(Ⅰ)	19,029	18,938	16,306

※小数点以下を端数処理しているため合計が合致しないところがある。

③総給付状況

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	1,173,679	1,119,446	1,160,477

※小数点以下を端数処理しているため合計が合致しないところがある。

④居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス給付費の推計

(千円)

	第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
(1)居宅サービス						
① 訪問介護	64,293	64,375	64,375	60,877	48,695	27,989
② 訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
③ 訪問看護	20,794	21,112	21,317	20,451	16,567	9,936
④ 訪問リハビリテーション	441	442	442	442	442	442
⑤ 居宅療養管理指導	5,890	5,983	5,998	6,017	4,636	3,077
⑥ 通所介護	95,774	95,770	96,422	88,645	70,162	42,625
⑦ 通所リハビリテーション	7,489	7,498	7,498	7,498	6,001	4,504
⑧ 短期入所生活介護	104,593	102,978	108,945	105,589	84,236	55,046
⑨ 短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
⑩ 特定施設入居者生活介護	36,642	36,688	36,688	36,688	30,678	14,760
⑪ 福祉用具貸与	27,914	28,155	29,040	28,524	22,658	14,495
⑫ 特定福祉用具購入費	742	1,149	1,149	1,507	1,149	742
⑬ 住宅改修	2,904	2,904	2,904	1,902	943	0
(2)地域密着型サービス						
① 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	0	0	0	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
⑤ 認知症対応型共同生活介 護	132,720	129,711	126,696	123,083	91,601	56,773
⑥ 地域密着型特定施設入居 者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑧ 看護小規模多機能型居宅介 護	0	26,531	38,944	51,358	51,358	43,188
⑨ 地域密着型通所介護	34,335	33,951	35,396	35,488	27,907	18,080
(3)施設サービス						
① 介護老人福祉施設	475,957	476,559	476,559	493,776	420,470	282,228
② 介護老人保健施設	68,405	68,491	68,491	71,954	61,454	41,469
③ 介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
④ 介護医療院	59,037	59,111	59,111	63,010	54,808	33,805
(4)居宅介護支援	46,383	46,735	47,671	47,440	36,692	22,908
介護給付費計(Ⅱ)	1,184,313	1,208,143	1,227,646	1,244,249	1,030,457	672,067

⑤ 予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費の推計

(千円)

	第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
(1) 介護予防サービス						
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	2,405	2,224	2,408	2,408	1,673	920
③ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
④ 介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	505	505	505	505	505	0
⑥ 介護予防短期入所生活介護	2,980	2,984	2,984	3,580	2,387	1,193
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑨ 介護予防福祉用具貸与	5,063	4,898	4,992	5,041	3,620	2,248
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	226	226	226	226	226	0
⑪ 介護予防住宅改修	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	3,730	3,735	3,735	3,790	2,746	1,703
予防給付費計(Ⅰ)	15,926	15,589	15,867	16,567	12,174	6,064

⑥ 総給付費の推計

(千円)

	第9期			令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	1,200,239	1,223,732	1,243,513	1,260,816	1,042,631	678,131

(5)第9期計画期間の見込量

■介護保険給付費の推計

(千円)

	第9期				令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
総給付費[A]	1,200,239	1,223,732	1,243,513	3,667,484	1,042,631
介護予防給付費	15,926	15,589	15,867	47,382	12,174
介護給付費	1,184,313	1,208,143	1,227,646	3,620,102	1,030,457

特定入所者介護サービス等給付費(影響後)	36,921	36,311	36,123	109,355	26,831
高額介護サービス費等給付額(影響後)	29,343	28,860	28,711	86,914	21,301
高額医療合算介護サービス費	2,249	2,209	2,198	6,656	1,657
審査支払手数料	823	808	804	2,435	606
小計[B]	69,336	68,188	67,835	205,360	50,396

標準給付費見込額[C=A+B]	1,269,575	1,291,920	1,311,348	3,872,844	1,093,027
-----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

地域支援事業費[D]	66,350	67,350	68,350	202,050	43,842
------------	--------	--------	--------	---------	--------

総給付費等[E=C+D]	1,335,925	1,359,270	1,379,698	4,074,894	1,136,869
--------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

※千円未満を四捨五入しており、合計が合わないか所がある。

■見込量の確保のための方策

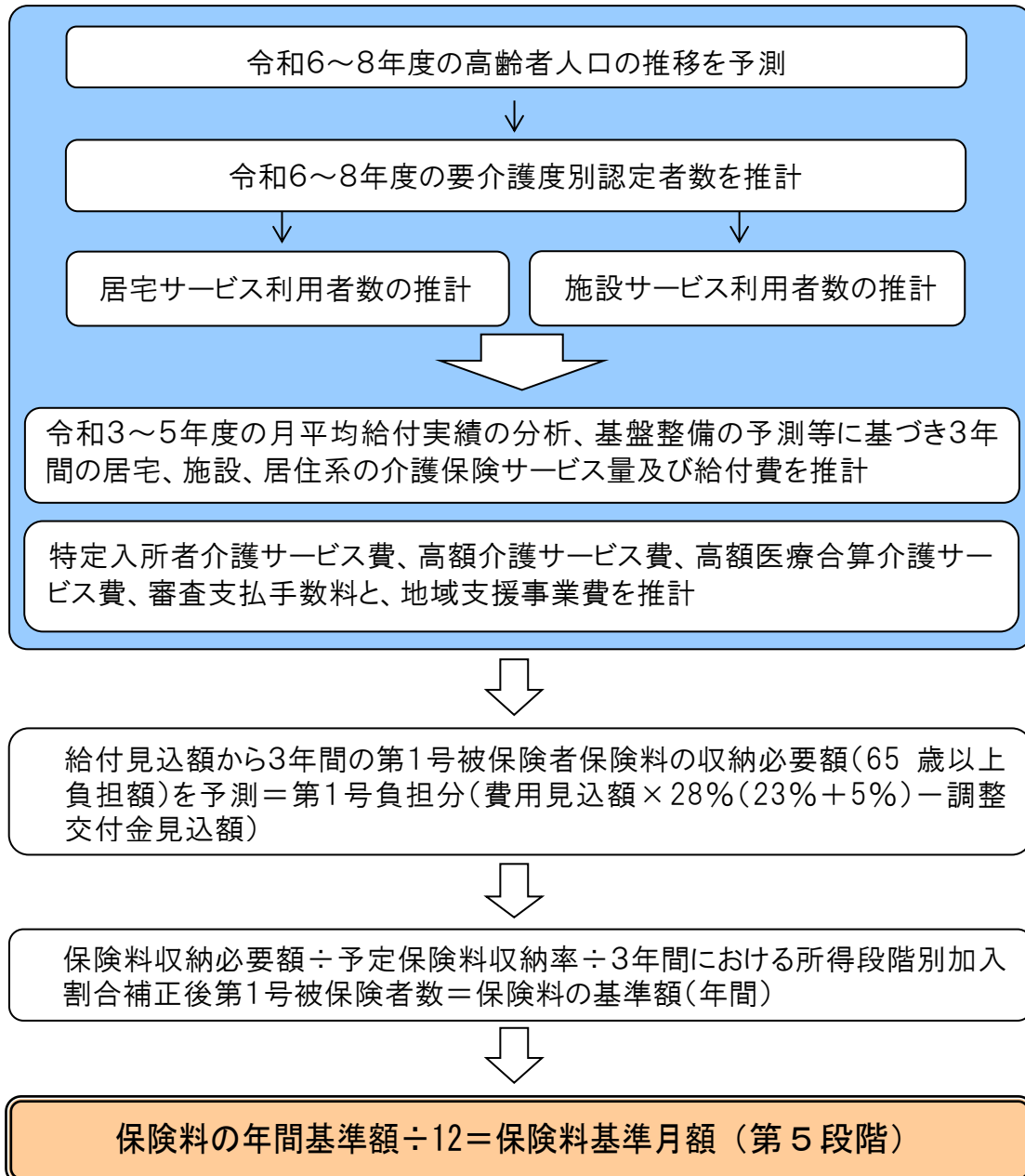
- ①介護予防や生活支援サービス、権利擁護事業、家族介護者を支援する事業に関する情報を町や地域包括支援センターを通じて提供します。
- ②地域包括支援センターのさらなる周知を図ります。
- ③地域包括ケア会議などにより、地域や関係団体との連携を強化します。
- ④介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたり、生活支援コーディネーターを配置し、担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービス調整を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

2. 介護保険料の算定

令和3年度から令和5年度までの3年間の実績を踏まえ、令和6年度から8年度の介護保険給付費を見込み、第1号被保険者が負担する介護保険料を設定します。

第9期は、第8期と同様に、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となっています。あわせて、地域支援事業の負担割合などを踏まえて算定します。

■介護保険料の算定方法



介護保険サービスは、原則として費用の1割～3割が利用者負担で、残りの概ね9割を公費(国・県・町)と介護保険の加入者(被保険者)の介護保険料で負担しています。65歳以上の「第1号被保険者」の介護保険料は、保険者(町)が徴収し、40～64歳で医療保険に加入している「第2号被保険者」の介護保険料は医療保険者が徴収します。

■介護保険給付費の財源構成（第9期）

介護保険給付(施設等給付費を除く)

公費			保険料	
町 12.5%	県 12.5%	国※ 25%	第2号被保険者 27%	第1号被保険者 23%

介護保険給付(施設等給付費)

公費			保険料	
町 12.5%	県 17.5%	国 20%	第2号被保険者 27%	第1号被保険者 23%

※国の負担分(25%)のうち5%は調整交付金として調整される。

地域支援事業(介護予防事業)

公費			保険料	
町 12.5%	県 12.5%	国 25%	第2号被保険者 27%	第1号被保険者 23%

地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)

公費			保険料
町 19.25%	県 19.25%	国 38.5%	第1号被保険者 23%

■介護保険料の算定

	第9期合計		令和22年度
標準給付費見込額 A	3,872,843,675 円		1,093,027,356 円
地域支援事業費 B	202,050,000 円		43,842,210 円
合計	4,074,893,675 円		1,136,869,566 円
第1号被保険者負担分相当額(23%)	937,225,545 円		295,586,087 円
調整交付金相当額	198,073,184 円		55,519,076 円
調整交付金見込交付割合	平均 10.55%		11.44%
後期高齢者加入割合補正係数	3年間平均 0.7966		0.7898
所得段階別加入割合補正係数	3年間平均 0.9524		0.9525
調整交付金見込額	417,879,000 円		127,028,000 円
財政安定化基金拠出金見込額(0%)	0 円		0 円
準備基金の残高	216,965,615 円		0 円
準備基金取崩額	21,700,000 円		0 円
保険料収納必要額	695,719,729 円		224,077,163 円
予定保険料収納率	99.30%		98.50%
3年間の段階別第1号被保険者数合計 9,235 人	第1段階	1,392 人	306 人
	第2段階	1,434 人	315 人
	第3段階	1,026 人	225 人
	第4段階	505 人	111 人
	第5段階	1,432 人	314 人
	第6段階	1,610 人	354 人
	第7段階	1,190 人	261 人
	第8段階	333 人	73 人
	第9段階	131 人	29 人
	第10段階	86 人	19 人
	第11段階	28 人	6 人
	第12段階	12 人	2 人
	第13段階	54 人	12 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (弾力化後)	8,793 人		1,929 人
保険料基準月額(第5段階)	6,640 円		9,827 円
保険料基準年額(第5段階)	79,680 円		117,924 円

■第9期計画期間の所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料調整率	保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.455 (0.285)	36,254 (22,709)	3,021 (1,892)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.685 (0.485)	54,581 (38,645)	4,548 (3,220)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.69 (0.685)	54,979 (54,581)	4,581 (4,548)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	71,712	5,976
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	1.00	79,680	6,640
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	95,616	7,968
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	103,584	8,632
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	119,520	9,960
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	135,456	11,288
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	151,392	12,616
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	167,328	13,944
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	183,264	15,272
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	191,232	15,936

※()は公費投入による軽減措置後の保険料率・保険料額

第6章 推進方策

1. 計画を推進するための方策

本計画の実現に向けて、県及び近隣市町及び関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。

また、各種施策の推進にあたっては、関係各課との連携を図るとともに、行政だけでなく、住民、サービス事業者、関係団体等との協働のもと、相互が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

2. 計画の推進及び点検の体制

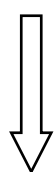
超高齢社会に対応し、誰もができる限り自立した生活を送れるよう、介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施することが重要となります。

各施策の進捗状況については、庁内で定期的に状況把握と点検を行います。あわせて、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について点検・評価を行います。

利用者である住民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

■点検・評価の項目

長期総合計画での高齢者施策の目標（5年後）



- ・高齢期のあり方についての啓発
- ・生活支援・介護予防サービスの基盤整備
- ・認知症施策の推進

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進により、前期高齢者のうち要支援・要介護認定者の割合の低下もしくは維持を目指します。（令和5年9月末現在 3.85%）
- 認知症施策の推進（認知症ケアパスの見直しと普及啓発・認知症地域支援推進員活動の充実、認知症カフェ等により、認知症のある高齢者を支える地域を目指します。）

資料

1. 大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成17年3月24日

告示第25号

改正 令和2年8月21日告示第77号

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、大崎上島町の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「大崎上島町介護保険事業計画」という。）を策定することを目的として、大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業計画の見直し、大崎上島町介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 要介護者等の実態把握、介護給付等対象サービスの利用に関する意向の把握に関すること。
- (3) 老人保健福祉計画の見直し、大崎上島町老人保健福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は15名以内とし、別表に掲げる者で構成する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 4 委員長は策定委員会を主管する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任免)

第4条 策定委員会の委員は、町長が委嘱若しくは解嘱する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事（以下「議事」という。）は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 策定委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 策定委員会は、町老人保健福祉計画、町長期総合計画等との整合性を踏まえながら、計画策定に関することを審議するものとする。

(会議招集の特例)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務は、保健衛生課及び福祉課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和2年8月21日告示第77号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第3条関係)

大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会委員

議会福祉関係代表 (1名)
医師会代表 (1名)
民生委員児童委員協議会代表 (1名)
社会福祉協議会代表 (1名)
老人クラブ連合会代表 (1名)
介護福祉施設・保健施設代表 (3名)
地域包括支援センター (1名)
学識経験者 (家族介護者代表) (1名)
保健衛生課長
福祉課長
保健師 (1名)

(事務局) 保健衛生課・福祉課

保健指導係
福祉指導係
介護保険係

2. 委員名簿

所 属		氏 名	備 考
大崎上島町議会		進 藤 雅 通	
豊田郡医師会		円 山 忠 信	委員長
大崎上島町民生委員児童委員協議会		森 本 儉	
大崎上島町社会福祉協議会		藤 原 金 生	
大崎上島町老人クラブ連合会		向 井 秀 基	
特別養護老人ホーム大崎荘		岡 本 峰 之	
特別養護老人ホーム大崎美浜荘		藤 原 貞 弘	副委員長
特別養護老人ホームみゆき		福 田 幸 俊	
大崎上島町地域包括支援センター		川 上 慎 司	
大崎上島町介護者家族会		沖 本 一 美	
保健衛生課長		竹 下 良 二	
福祉課長		川 野 義 彦	
大崎上島町保健師		近 下 侑	
保健衛生課保健指導係（事務局）	係 長	石 田 良 美	
福祉課福祉指導係（事務局）	係 長	川 口 啓	
福祉課介護保険係（事務局）	再任用主任	田 原 香 利	
福祉課介護保険係（事務局）	主任主事	高 原 淳	
福祉課介護保険係（事務局）	再任用主任	菅 文 彦	
福祉課介護保険係（事務局）	係 長	和 田 一 美	

3. 策定経過

年 月 日	内 容 等
令和4年11月14日から 令和4年11月30日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
令和4年11月から 令和5年2月	在宅介護実態調査
令和5年1月	在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査
令和5年7月	第1回大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会 (書面審議及び意見聴取)
令和5年8月31日	第1回大崎上島町介護サービス事業所連絡会議
令和5年12月1日	第2回大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会
令和6年1月31日	第3回大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会
令和6年2月15日	答申

大崎上島町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画



発行／令和6年3月

広島県大崎上島町

〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江 4968

TEL (0846) 62-0301 FAX (0846) 62-0304